

# 得珍保今堀郷の神田納帳について

仲 村 研

## 目 次

はじめに

- 一 建武～嘉慶期の神田納帳
  - 二 応永～享徳期の神田納帳
  - 三 寛正～永禄期の神田納帳
- おわりに

## は じ め に

私は先に得珍保今堀郷にかんする研究史を整理したさい、一九六〇年十一月の脇田晴子氏の論文「中世商業の展開——今堀日吉神社文書を中心に——」が研究史の画期となることを指摘した。その理由は、脇田氏以前の研究が神田納帳を無限定に取り扱い、定量分析によって今堀郷農民の階層を規定する方法を脇田氏が鋭く批判したところにある。脇田氏はいう。「これら帳簿（神田納帳―仲村）が、今堀郷を支配する領主の土地台帳とは何ら関係を有さず、

惣、官座の管理下にある土地の得分収取権を示した、全く私的な帳簿であって、今堀郷農民の土地保有状態を何らかの意味で反映するものでないことは、明確になったと思われる。(中略)この帳簿は、前述したごとく、免田系のものに加えて、加地子名主職の寄進、売得によって成立した神田畠を記載したものであって、記載人名は、その作人を示したものであり、往々、作人は寄進者みずからの場合も多く、そうでなくても、その段階において、作人は一つの階層を示さないからである。この帳簿に現われる今堀商人が、一筆ないし二筆程度の貢納責任者であったにすぎないといつて、惣内中小農民の広汎な商業進出を推測するのは十分ではない。したがって、この帳簿の記載を分析することによって、領主延曆寺、今堀日吉社の支配構造を考察することはできないのである<sup>1)</sup>とし、先行の熊田亨・佐々木銀弥氏らの所説を批判された。この脇田論文が発表されて以後、現在まで二十年の間に得珍保今堀郷の研究は進展したが、神田納帳などの帳簿について定量分析を試みる研究は、金本正之氏を除いてない<sup>2)</sup>。しかし、脇田氏は「神田納帳によって、今堀郷住民の土地所有の定量分析はできない」と主張されたのであって、それによって惣の構造を分析する素材として神田納帳の存在意義を否定されたのではない。この点は十分確認されなければならない。

脇田論文は今堀日吉神社文書の中の神田納帳などの帳簿について、右のような史料批判を加え、そのもつ限界を明示されたが、この指摘によって、それ以前に盛行をきわめた帳簿の定量分析は全く鳴りを静め、ついでに納帳そのものの分析までも以後全くいいほど出されなくなってしまった。私は脇田氏の所説を踏まえた上で、神田納帳などの諸帳簿の分析作業が進展すれば、今堀惣のもつ性格がより具体的に示されると考え、諸帳簿についての基礎的研究がおこなわれるべきことを提唱するものである。その手始めとして本稿のような初歩的な作業をおこない、得珍保今堀郷研究で取り残された課題を埋めたい。

- (1) 脇田晴子「中世商業の展開——今堀日吉神社文書を中心に——」『日本史研究』第五十一号 一九六〇年十一月、のち同氏著『日本中世商業発達史の研究』(一九六九年三月 御茶の水書房) 所収、五三五ページ。
- (2) 金本正之「中世後期に於ける近江の農村——得珍保今堀郷の歴史——」宝月 圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収 (吉川弘文館 一九六九年十月)。
- (3) 脇田晴子 前掲書 五九三ページ。

一 建武、嘉慶期の神田納帳

今堀日吉神社文書のうち、太閤検地以前の神田納帳などを中心とする田島・年貢関係の帳簿は第1表のようになる。(以下、文書番号は近刊の仲村 研編『今堀日吉神社文書集』(雄山閣刊)の配列番号である)

第1表 今堀土地・神田納帳関係台帳一覧

6	5	4	3	2	1
至徳元年十一月二十六日	永徳元年十月二十六日	応安三年十月十日	延文二年十月二十日	建武二年十一月日	建武二年十一月十日
一三八四	一三八一	一三七〇	一三五七	一三三五	一三三五
今堀郷神島坪付	神田算用状	今堀神田注文	今堀神田注文	今堀神島注文	今堀神田注文
三一八	三四二	四〇五	四四二	三四六	五七四
改一〇ノ3	改二四ノ13	改二八ノ30	改二八ノ33	改二四ノ17	改三五ノ7

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
明応三年十一月四日	明応二年十一月四日	延徳三年十一月四日	延徳二年十一月四日	長享三年十一月四日	長享元年十一月四日	文明十八年十一月四日	文明十四年十一月四日	文明十三年十一月四日	寛正五年十一月四日	寛正四年十一月四日	享徳二年十一月十一日	嘉吉二年十月十九日	嘉吉二年十月五日	嘉吉二年九月十八日	嘉吉二年九月十七日	応永二十三年十一月九日	応永二十三年十一月四日	応永十年十月二十三日	嘉慶二年三月	
一四九四	一四九三	一四九一	一四九〇	一四八九	一四八七	一四八六	一四八二	一四八一	一四六四	一四六三	一四五三	一四四二	一四四二	一四四二	一四四二	一四一六	一四一六	一四〇三	一三八八	
神田納日記	惣神田納日記	今堀神田帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	今堀神田納日記	神田御免日記	山門学頭代下知状		得珍保野方取帳	得珍保野方今掘算田目録	庵室田如法経道場寄進目録帳	今堀惣神田納帳	神田納帳日記	今堀神田目録	
五八九ノ二	五八九ノ一	五八七ノ二	五八七ノ一	五八八ノ二	五八八ノ一	五八五ノ三	五八五ノ二	五八五ノ一	五九〇ノ三	五九〇ノ二	三三〇	三三三	三三三	四七四	三一九	五九〇ノ二	五九〇ノ一	三三四	三三二	
改三七ノ一二	改三七ノ一一	改三六ノ三ノ二	改三六ノ三ノ一	改三六ノ四ノ二	改三六ノ四ノ一	改三六ノ一ノ三	改三六ノ一ノ二	改三六ノ一ノ一	改三八ノ一ノ三	改三八ノ一ノ二	改二四ノ一	改二〇ノ八	改二〇ノ三	改二〇ノ四	改二〇ノ三	改三八ノ一ノ二	改三八ノ一ノ一	改二四ノ五	改二四ノ三	

得珍保今堀郷の神田納帳について

いまこれら三十七点の史料のうち二、三の性格不明分を除いて、一点一点を検討し、個々の文書のもつ意味を明らかにし、今堀惣のもつ歴史的性格をより具体化しよう。まず1の今堀神田注文の検討からはじめよう。この神田注文は前欠文書であり、前欠部分には三十歩の地積が記載されていることになる。

- (前欠)
- 今堀 蛇
  - 大 三郎太郎
  - 小今在家 中野
  - 半 (家) 藤三郎
  - 今在、藤三郎
  - 今在、花王房余 今在家
  - 一段、藤三郎
  - 一段、藤三郎
  - 三郎次郎
  - 又太郎

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
永祿九年十二月吉日	永祿四年十一月四日	永祿元年十二月四日	天文二十二年八月吉日	天文十年十一月四日	永正七年十二月十九日	永正五年十一月四日	永正二年十一月十四日			明應九年十一月四日
一五六六	一五六一	一五五八	一五五三	一五四一	一五一〇	一五〇八	一五〇五	一五世紀半	一五世紀半	一五〇〇
今堀十禪師田畠年貢目録帳	今堀郷神田納帳	萬日記	梅本坊御名大角豆納帳	今堀神田納帳	今堀十禪師田畠年貢目録帳	今堀神田納帳	今堀神田納帳	算田帳断簡	算田帳断簡	今堀神田納帳
三一七	五九一	五九三	五九二ノ一	五九二ノ二	五八六ノ三	五八六ノ二	五八六ノ一	五七一	五七六	五八九ノ三
改二〇ノ2	改三九ノ1	改四一ノ1	改四〇ノ1ノ一	改四〇ノ1ノ二	改三六ノ2ノ三	改三六ノ2ノ二	改三六ノ2ノ一	改三五ノ四	改三五ノ九	改三七ノ1ノ三

今在、  
大卅分 三郎次郎

(仮)  
三段借屋免  
已上四段内  
一段御神樂

右任御書下旨、郷々支配如件、

建武貳亥年十一月十日

公文助近

圖師爲景(花押)

合計四反の神田はもちろん今堀の十禪師社の神田であるが、神田の全てではなく、あくまでも三反の借(仮)屋免田と一反の神樂免田の書下であり、この四反を莊園領主の比叡山延曆寺東塔東谷仏頂尾が免田として認めたものである。注文にある五筆の免田は、今堀、小今在家、今在家の三か村に分散しており、作人も蛇溝、中野、小今在家、今在家の四か村のものであるが、作人は請作地と同村のものか、異なっても近接する村の耕地を請作していることがわかる。

小今在、  
半 嚴浄房余小今  
藤三郎

今在、  
一段 花王房余

今在家  
三郎次郎

という記載について「嚴浄房余」「花王房余」の「余」の意味が不明であるが、これらの耕地について両房が何らかの権利をもっているものと推察される。また「ワク」はあるいは「フク」か「ワタ」かの誤記と考えられ、後述する御服(綿)年貢負担を条件とする耕地とも考えられる。これらの耕地は、今堀十禪師権現の遷宮にさいして一時的な

仮神殿を建立するための、また神事のさいの神楽の費用に充当するために、今堀が得珍保の代官である公文、図師を介して山門に四反の免田化を要永し、これが認可されたものである。この場合、免田は今堀の支配下に入るのではなく、今堀十禅師権現にたいする神田年貢が、免田の所在する郷々の支配として、各郷の責任において納入されるものであることは「郷々支配」の用語によって明らかである。「郷々支配」を以上のように考えると、神田の多くは今堀にありながらも、若干は得珍保域内に散在していたことがわかり、ここからして、今堀に所在する十禅師権現は得珍保下郷々郷全体の鎮守社としての側面をもっていると理解される。いま今堀十禅師に神田が集中していると述べたが、左は1と同年月の神田注文であり、これも恐らく免田として山門から認められたものであろう。計三反三百歩と一宇五間の屋敷が十禅師の神田とされているのであるが、耕地の所在も今堀で、請作人も同村のものである。1の地積と

今堀神田

一切二ノ三百

神田

イマホリ  
藤内

神田 一字五間  
反半

イマホリ  
進士

反半

イマホリ  
進士

建武二年乙亥十一月 日

合わせると七反三百歩ということになるが、これは建武二年に山門から認可された免田部分であり、加地子名主職部分があることはいうまでもない。

建武二年（一三三五）十一月十日の仮屋免田、神楽免田の設定から二十二年を経過した延文二年（一三五七）に山

門の代官である図師は、再び次のような神田注文を今堀に宛てている。四反と称される神田は三反三百歩で六十歩の

いまほりのしんでんの事

合

いまほり	へひみそ
大	三郎四郎
こいまさいけ	なかの
一反	又太郎
こいまさいけ	■いまさいけ
半	とう三郎
いまさいけ	いまさいけ
一反ワク	三郎二郎
大	いまさいけ
	三郎二郎

以上四反

延文二年十月廿日

つし(図師)  
し(花押)

いまほりの人々御中

不足となっている。これを1と照合すると、項目の配置順と五筆の神田の所在と請作人は全く変っていない。ただ1で「今在、大卅分」が「今在家三郎二郎」が「いまさいけ大」いまさいけ三郎二郎とあって、三十歩が消滅しており、これを含めて1の不足三十歩を加えて六十歩が不足していることになる。この注文は遷宮がすでに終了し、仮屋免などの必要がなくなった免田が、特定の行事のための免田ではなく、一般の今堀十禅師神田としての免田として山門が再認したものであり、いわば臨時に設定された免田の恒久化の確認がこの注文であることは間違いない。



得珍保今堀郷の神田納帳について

このようにして、今堀郷が十禪師神田島を蓄積し、それを莊園領によっても認められ、免田の措置が講ぜられたの

今堀神田住文 (注) 應安二十月十日

圖師 書出早

一切一ノ 四反小内反半神島也

イマホリ 辰太郎

一切二ノ 反小卅分又大林

弥五郎

一切二ノ 野神 反七十二分

弥介

一切二ノ 神島 三反半

右衛門二郎 村人青蓮

一切二ノ 大 薬師佛島也

二郎太郎 平次郎

一切二ノ 神島 反小四十分

シハワラ 弥二郎

一切二ノ 野神 反

土与太郎

一切二ノ 神島 三百分

藤内イマホリ

一切二ノ 野神 反小

藤内イマホリ

一切二ノ 神島 三百分

シハワラ 代四郎

一字六間

藤内イマホリ

神島ナウ 三百分

泉介イマホリ

神島 反半

藤内イマホリ

神島 反半 一字五間

進士イマホリ

(後欠)

であるが、応安三年（一三七〇）十月十日の凶師の書出した神田注文は右のようである。これは後欠文書であるが、現存部分は2の建武二年十一月の神田注文を含むものであり、記載形式も「一切二ノ三百神皇」「一切二ノ三百イマホリ」「一切二ノ三百神皇」「一切二ノ三百藤内」と「反半」

一字五間  
イマホリ

進士」の二型を踏襲している。地積は二町百四十二歩（「四反小内反半神皇也」の記載は四反小を

加算した）と屋敷二字十一間であり、後欠部分があるために神田全体の地積は判じかねるが、すくなくとも、延文二年十月二十日の神田注文の五筆四反（美数三反三百歩）がこの注文から欠けていることは疑いない。「一切一ノ」「一切二ノ」という書式の意味は不明であるが、強いて推測すれば、既成の耕地ではなく、新開地域の耕地で、その地域の区画を「切」と「ノ」で呼称したのではなからうか。なお「野神」「神皇」「薬師佛皇」は地字の名称ではなく、野神の行事に宛てる、十禅師に宛てる、薬師堂に宛てるという意であるが、「皇」という記載は新開が皇としてまず開治されるという、今堀郷の新開形態の特徴をあらわしている。この注文は「圖師書出早」とあるように、山門の保内在住の代官が書き出した神田皇のリストであるから、免田として差し支えない。とすると、後欠部分の免田と、加地子得分をこれに加算しなければ神田皇の総体とならないことは明らかである。

ところで神田皇の請作人は4の注文にかなする限り、肩書に「シハワラ」とある弥二郎、代四郎を除けば、肩書と脇付の「イマホリ」の有無によらず、今堀郷民であると考えられる。この注文に登記されている十四筆十一人の請作人のうち柴原郷民二人を除く九人は、三十三年前の建武四年（一三三七）十二月 日の今堀郷民の連署起請文案（五七三号）の署名の二十九人のうち五人と重複している。すなわち、生蓮（青蓮）、藤内、平次郎、泉介（和泉介）、弥五郎である。建武四年の連署起請文案は前書部分が「前ニ意趣書多候間不書候」と略されているが、神文の末尾に「早郷氏等被聞食被無私曲之旨、為蒙安堵御載起請文之詞、加署判、重恐言上如件」とあることから判断すると、所

領のうち神田畠の免田化を今堀郷民が再度山門に要請したものと推察される。この署名者二十九人は建武四年当時の郷民(村)の行政に参加しうる権限と義務をもつ「村人」もろと・むらうど・むらんど)全員であろう。今堀郷の十禅師社、野神、薬師堂の経営基礎である免田化された神田畠の請作人の多くが郷民(村人)によって占められていることは重要である。たんなる加地子得分を進納する神田畠の請作人は村人や村人以外の者(今堀郷に居住しているが「村人」ではない者)であろうが、免田にあつては莊園領主にたいし莊園の基本的構成員と認定されている村人が請作責任をもつたと考えられ、少なくとも十四世紀段階にあつては、領主側と今堀郷との双方の規制が免田請作人の設定に作動していたとするのが妥当である。

応安三年の神田注文によって、今堀十禅師のみならず、野神と薬師堂が郷民によって経営されていることを知った。この郷民による宗教諸施設の運営形態の中に、今堀郷民(村人)の惣結合の事実を看取することができるのである。先の建武四年の起請文署名二十九人のうちに「惣安主」「中安主」があるが前者は惣安主であろう。この安主は代官である案主ではなく、むしろ庵主と解すべきであろう。とすれば、今堀郷の庵主と、中(堀内)の庵主がいることになり、今堀郷全体の庵と、惣を構成する堀内の庵とが成立していることになり、十四世紀今堀郷には明確な形で惣結合が形成されていると断定してよい。

永徳元年(一三八一)十月二十六日に5の神田算用状が作成された。永徳年間では三年正月四日に結鎮頭、九月九日頭の頭差や神田の請作などの掟が制定され(三五七号)、同四年正月には、正月四日の結鎮頭、同十三日の堂頭、九月九日頭の入物の品と量が規定されているように、今堀郷宮座の頭役規定が成文化された年代である。永徳元年の神田算用状も宮座の整備という観点からすると、神田の集中ととらえるのが妥当である。九年前の応安三年の注文の

永徳元年十月廿六日

合

一反半 左近太郎 一反小 左近太郎

一反 七郎二郎 一反 中との御分

一反 左近三郎 一反 左近太郎

半 左馬二郎 半 やまのまる  
シハワラノ

一反 實阿弥分 一反 ま五三郎  
シハワラノ

大 道阿弥 大 ひこ二郎

い上二丁一反六十分

野神田分

一斗弥三郎 一斗藤内太郎

八舛實阿弥陀 一舛五合こいまさいけ

二舛蛇溝 一斗二舛左近殿

三舛とう太郎 一斗馬殿

一斗六舛左近殿

請作人の名前がこの算用状に全く見えないところから、応安三年の注文に重複するものではなくして、新たに神田とされたものと推定されるが、これらの地積や野神田分が免田とされたか否かは不明である。地積一町一反六十歩、野

得珍保今堀郷の神田納帳について

神田分得分七斗二升五合が新たに従来の神田畠に加えられることになったのであるが、その請作人には柴原の孫三郎・道阿弥のほか、小今在家、蛇溝が惣として請作して野神田年貢を進納していることは注目される。なお「殿」を呼称される「中との御分」とは得珍保に南接する布施郷の土豪布施氏の中殿であり、左近殿、馬殿は今堀郷の老人衆にたいする敬称と考えられる。

4と5との神田畠が重複していないとすると、免田を中心とする三町二反と屋敷二字十一間、得分七斗余ということになる。このほか4の後欠分と加地子得分が加算されねばなるまい。これだけでは正確な地積とその内容(免田か、たんなる加地子得分か)はわからないが、それでも十四世紀末期の神田畠のあり方をうかがう手懸りとなるであろう。神田畠の集中が官座制度の整備、惣結合の確立と並行するものであることは明らかである。

今堀郷神田坪付

至徳元年十一月廿六日

合

ソトハ前	西	ソトハ前	柴原
一反	左近	一反	二郎三郎
ソトハ前		大	左近次郎
二反小	右馬三郎	せキメ	
せキメ		一反小	柴原
大	彦次郎	官後	道阿弥
せキメ		一反	弥二郎
一反	弥二郎	官後	
官後	御子	一反	西阿弥陀仏
一反	ミ子	竹後	
官後	実阿弥佛	一反	左近太郎
一反	(陀脱カ)		

半 野神	一反小 野神	一反 野神田	一反六十分 野神田	二反 野神田	宮前 柴原	三十分 かんちやう	大 クホ	一反 宮東	大廿分 厩屋敷	居屋敷	大 サイノ神前	大 西屋敷	大 西大路ソイ	一反 山大路ソイ	竹後 一反	半 竹後
柴原 七郎	妙道	西 左近允	彦太郎	法願	柴原	弥二郎	弥二郎	左近四郎	左近三郎	左近三郎	西 左近允	左近太郎	七郎太郎	布施殿	左近三郎	左近太郎
野神	野神	野神	野神田	大 野神田	大 野神田	半 カンチャウ	半 クホ	小 中	半 南恒内	半 (垣)	居屋敷	大 西屋敷	大 西大路ソイ	一反 山大路ソイ	山 山大道ソイ	半 山大路ソイ
三百分柳立	野神	野神	野神	大 野神田	大 野神田	一反 布施	彦太郎	左近允	右馬允	右馬允	大 大卅分	弥次郎	左近三郎	左近二郎	右馬允	右馬二郎
柴原 南殿	今在家 泉介	右馬允	左近三郎	左近三郎	柴原のせ 三郎二郎	左衛門三郎殿					左近太郎	屋敷				

(紙 目)



一反小竹原 実阿弥陀仏  
一反菴屋田

三十六歩宮前河ヨリ南在之道心坊作  
公方神田

5の神田注文の三年後の至徳元年(一三四八)十一月二十六日の神田坪付は、六十六筆で四町八反三百二十歩、七畔(せまち)、一所、野神下田を書き上げています。この坪付は「今堀郷神田坪付」という題名が村人によって記されているように、地積、所在小字名、請作人の順で記入されている。この書式は至徳元年の坪付以前には見られないところであり、神田畠納帳の書式としてはより完備したものとなり、十禅師宮座今堀惣が神田畠経営を總体的に運用するためこの書式ということになる。

この坪付の書式で注意すべき二、三のことがある。まず第一には三種の表示法である。すなわち、

- A 一反 山大路ソイ 布施殿
- B 一せまち 菜畠 藤内太郎
- C 一所 松原 弥二郎

の書式である。Aは田か畠かいずれかの一反が山大路ソイにあり、請作人は布施殿であることを示すが、Bは一般の畠と異なって屋敷の延長とされている菜畠(せまち)(のうせまち、のう屋敷)であり、地積は丈量で表示されず、一畔、三畔などと表示されるのが普通で、一筆としての規準となるような地積を前提にして表記されている。Cは今堀郷で開墾が近世にまで及んでいる松原で、文字通り松林であって、恐らくこの段階には開墾が進行途上にあり、耕地の用途が充分に立たない程度の土地であるから「一所」と表記したと推察される。したがって、A・B・Cの三種の書式はた



んに神田畠の耕地のあり方だけを示すものではなく、十四世紀の今堀郷の田畠のあり方を知る上で重要である。

第二は請作人である。5の永徳元年の神田算用状に登場する請作人左近太郎、七郎太郎、中との御分（布施殿、布施左衛門三郎殿であろう）、左近三郎、左馬二郎（右馬二郎であろう）、実阿弥分、道阿弥シハワラ、彦二郎、弥三郎（弥二郎であろう）、藤内太郎、こいまさい小今在いけ（平内であろう）、蛇溝蛇溝 中せと（右馬太郎であろう）、左近殿（左近允、左近、左近允、左近西、西左近のいずれかであろう）、妙道、馬殿（右馬允）が重複する。やまのまるとシハワラ、ま五三郎の二人が重複しない。これは三年間に変動したと思われるが、請作の相承関係を追跡することができない。

第三には神田畠の分布の状況である。いま神田畠坪付の小字名を引き出すと次のようになる。すなわち、ソトハ前、セキメ、宮後、竹後、山大路ソイ、西大路ソイ、西屋敷、サイノ神前、居屋敷、南垣内、宮東、クホ、かんちゅう、宮前、野神田、野神、フンテ、神楽田、山神クホ、菜畠、松原、狐塚、大將軍東、小竹原、宮前などである。吉田敏弘氏が復原された中世今堀郷の小字名図によると、十禅師社を中心とする地域に集中しており、一部松原、小竹原、山神クホのように郷の西北の松林や布引山系へ開墾の手が伸び出しており、新開が神田畠化されていることが示されている。またこの時期には十禅師前の居屋敷（中垣内）を中心に郷民の居住地が西屋敷（茶屋出）方面に移っていることが判明する。吉田氏や私は以前に今堀郷の集落を中垣内を中心に、二次として東垣内（東村）、三次に西垣内（茶屋出、茶屋垣内）へと展開してゆくことを述べたが、十四世紀末期に西垣内が成立していることが知られるのである。

第四に今堀郷の神田畠の売却である。十四世紀の前期から後期にかけて、郷の展開に並行して神田畠が売買や寄進の形で郷に集中し、その一部が荘園領主から免田として認められたことは先に述べたとおりである。そして、集中した神田畠が売却されている例をこの坪付の記載から知ることができる。これらの例は今堀郷が一反を円正房、一反を

惣ヨリウリ了内正、手ニ(カ)

一反同名得分一斗 左近允

惣ヨリウリ了

小脇へウリ候

一反同名内得分一斗 七郎太郎

惣ヨリウリ了

小 又二郎手ニ 西阿弥陀仏

(目カ) 上上四拜銭五十文ハ七月十五日ニ西阿弥陀仏ヲ与亀王房ヲ可訪

小脇、小を又二郎に売却したことを示しており、以後、今堀惣が取得していた得分が買得者の手に入るようになるのである。合点は買却田畠のみに付されている。この売買は下地そのものではなく、得分権にかんするものであることは明らかであり、下地そのものが今堀惣有である場合には依然として神田畠として残存することはいうまでもない。

以上の諸点が至徳元年の神田坪付から指摘されるが、この坪付は至徳以前の神田畠注文を集大成したもので、この段階の今堀郷神田畠の基本台帳と称すべきものであり、社会的背景としては今堀惣の完成と宮座の整備の終了があると考えられる。その意味で、この坪付は今堀郷における惣結合の歴史にとって、きわめて意義深いものである。かくして、惣の体制の確立とともに田畠が惣により多く集中し、惣Ⅱ宮座の財政的基礎が定まると、集中した神田畠の一部を寄進者の意志や宮座運営の必要から、特定の神田畠を指定して十禅師の宗教行事や十禅師付属の宗教施設運営

の費用に宛てるということをおこなうようになる。6の神島坪付において神楽田、野神田、菴屋田、藁師仏、七月七日との指定があり、「八月彼岸ニ若女ヲ可訪」「上上(目カ)四舛銭五十文ハ七月十五日ニ西阿弥陀仏ヲ与亀王房(カ)ヲ可訪」との条件が付されているのを見たが、7の嘉慶二年(一三八八)三月の神田目録では、右に見た宗教行事が特定神田島の得分によって、経営されることが「今堀村人等」の名によって定められているのである。いまこの目録を6の神島坪付

〔端裏書〕  
「今堀神田目録」

今堀郷神田目録帳

一反小 正月四日御結  
柴原道阿(シ)

大彦二郎 正月九日御經  
大さ近二郎

一反さ近三郎 三月三日  
一反西阿(シ)

一反弥二郎 六月御田

一反馬殿 御宮油田  
正月十三日大仏供六舛

大脇正月三日  
一反さこの三郎

一反内得分一斗堂油田

一反菴(庵)室油田衛門尉(符カ)

衛門尉(符カ)

右所定如件、

嘉慶二年三月

今堀村人等  
定之

と比較すると、「一反小」<sup>セキメ</sup>

道阿弥」が「一反小」<sup>正月四日御結</sup>に相当し、また「大」<sup>セキメ</sup>

彦次郎」と「大」<sup>セキメ</sup>

左近次郎」とが、「大彦二郎」

「大彦二郎」正月九日御經」に相当し、「一反」<sup>竹後</sup>

西阿弥陀仏」と「一反」<sup>竹後</sup>

左近三郎」

とが、「一反」<sup>近三郎</sup>

「一反」<sup>近三郎</sup>三月三日」に相当するというように、7は6の坪付のうちの神田畠の一部を特定の宗教行事など

の目的に宛てることを定めたものである。柴原道阿弥が請作している一反小は正月四日御結（結鎮）のための入用を

出すためであり、結鎮頭をはじめとする行事については先述のように永徳三、四年の定めによって確認されている

ところであるが、十禅師ないし惣が維持する宗教行事については、神田畠をその運営のために指定することが必要で

あった。すでに永徳三年正月四日の定書において「一かうか谷の神田九日頭入方へ可渡之者也」と規定されているよ

うに、高谷にある神田を九月九日頭の頭役を勤仕する頭人に耕作させ、その年貢を九日頭の行事の入用に宛てている

のであるが、神事行事の整備とともに、神田畠の中にこのような特定の神事行事のための神田の設定がおこなわれて

いるのである。

7の神田目録の月日のわかる行事は、正月三日、正月四日御結、正月九日御經、正月十三日大仏供、三月三日、六

月御田である。嘉永四年（一八五一）正月の年間神事萬記（九七八号 村田惣吉氏文書）、昭和五年十二月の日吉神

社年内神事帳（九五二号）と対照させると、「萬記」には

同三日

（正月）  
まつうはり

みき豆

但シ矢竹へ籠花拵

籠拾貳本キサ十二付

あまけ九本三かん上へさす

とあり、「神事帳」には正月二日の行事がこれに対応し、

一 一月二日 まとうはり

まとう貳ツ 美ノ紙半枚 牛ノ玉但ッ玉ノ印押ス 美ノ紙八ツ切り 小午玉貳枚押足 しきび貳本 弓二本 矢四對 く

じ十二本但ッシキビ十ノキザ作ル あまけ九本ビシキ足 みき まめ

とある。正月三日の行事は歩射の行事、射礼であることは明らかである。

正月四日御結は先述のように結鎮頭の行事である。「萬記」には

四日 御供俱かん三キ

壹ままい午わ膳付ル

但シ神主らもち出ス

御きとふニ合膳ニ割渡ス

并稻六わ

とあり、「神事帳」には

一 一月四日 御供 御さい いもかん 御酒 御きとう粕のみる一ヶ所 外ニ牛ノ御供三ツワラデ八卷スル事 稻六把掛

ける しとき土かはらけ十五枚 御鏡餅一重社守モチ

とある。

正月九日御経とは「萬記」に

九日

御俱かん三キ  
出仕拜殿ニテ  
御祈禱いる

とあり、「神事帳」には

一月九日 初きとう へいきり 御供 御さい いもかん みき

とあって、年の最初の祈禱行事であることを示している。

正月十三日大仏供について「萬記」は

十三日

(頭) 当指かん三キ

但し涅槃に判をし

正使ぶ餅貳ツ出ス  
壹ツハ正使以引

御をん置

十禅師様御ひき

置入神主をいたゝキ

次神主者いたゝかす

あとハ長中

正使渡きそへ

もち候ニへいたふす

とあり、「神事帳」には

一月十三日 当さし いもかん みき貳合 神酒壹升赤大根ニテ頂ク 豆腐貳丁 壺人前小牛玉付花貳本渡ス

とある。これは正月四日の結鎮頭の次の堂頭の行事にかんするものであることは明らかである。

三月三日は「萬記」に

三月三日

かんべ始り  
三キまめ

但シ御俱草だんこ白黒貳ツ  
膳ニ榊ニ而すき・くわ

此日胡摩(不動) 三キ上下  
ふと様札

とあり、「神事帳」には

一 三月三日 不動ごま みき まめ

とあり、三月三日は不動護摩の行事の日であることがわかる。

六月御田とは「萬記」によると

六月三日

御田

同廿六日小麦 御俱小麦 但シ  
又御宮両宮米 かん三キ豆釜にてたく也  
ミキ豆也

とあり、「神事帳」には七月にずれているが、

一 七月三日 御田 御供 小麦さい めのかん みき

とある。これは田植終了後の豊饒を祈念する行事である。このほか7の神田目録にはないが、6の神皇坪付に七月七日と七月十五日があったが、七月七日について「萬記」には

七月七日

御俱そうめん  
三キ豆かん有

但シ野神様角力飛魚貳ツ  
并燈籠はり そうめん

とあり、「神事帳」には

一 七月七日 御供 そうめん めのかん みき 竝ニ野神社ニテ小供角力 そうめん 御供 みき まめ

飛魚二ツ 角力兩人ヤル

同日燈籠張り 会所ニテ 同日稻荷神社 夏祭り みき まめ 御鏡餅貳升<sup>正使立</sup><sub>かへ</sub>

とあって、七月七日が野神祭であることを示している（稻荷夏祭は幕末にはない）。また七月十五日は両帳にはないが、明らかに盂蘭盆の行事である。以上、幕末と昭和初期の今堀の神事と十四世紀末の神事とを照合したのであるが、祭日と神事の内容についてはほぼ遡元することができた。これらの行事以外に九月九日頭など十四世紀末にはすでに成立している神事も確認されるが、これらの神事はほぼ十四世紀末には今堀郷の宗教行事として定着しているのであり、それは惣の確立と宮座の整備、神田畠の集中、特定行事用の神田畠の指定と密接に関連していることは、建武年間以降の神田畠関係帳簿の書式の変化を跡づけていく中でも確認されることである。

十四世紀末期にいたる神田畠の集積の状況についてはかならずしも明らかでないが、着実に増大していることは指摘することができる。いま集積の状況を康安二年（一三六二）から応永三年（一三九六）までの寄進状・売券十三通で見よう。いま第2表の11の右衛門三郎等連署畠寄進状をとりあげよう。この寄進状は「件畠地元者、根本泉介雖為私領、依有直要用、今ハ右衛門三郎私領畠地也」とあるように、以前畠地は泉介のものであった、泉介から毎年一斗五升の得分権を買得して、これを今堀十禅師社如法経料田として寄進したのである。したがって、地積表示の下に「本證



得珍保今堀郷の神田納帳について

第2表 十四世紀後半今堀神田畠集積表

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
應永二年三月二十四日	應永二年六月八日	至徳四年八月十八日	至徳三年三月六日	至徳元年二月十日	永徳元年四月二十五日	康暦二年九月一日	應安八年	應安五年十一月二十四日	應安四年閏三月二十四日	應安三年三月一日	應安元年十月一日	康安二年十二月八日	年月日
一三九六	一三九五	一三八七	一三八六	一三八四	一三八一	一三八〇	一三七五	一三七二	一三七一	一三七〇	一三六八	一三六二	西暦年
馬二郎	道仙	右衛門三郎・左近次郎・左近允	左近太郎・左近三郎	左近太郎・左近三郎	源明	比丘尼善阿弥	さこの四郎	阿闍梨源西	頼宗	了蜜	預了音	御坊	寄進・売却者
寄進	売却	寄進	売却	寄進	寄進	寄進	寄進	寄進	売却	寄進	寄進	寄進	
薬師堂二月彼岸念	薬師堂	拾禅師社如法経料	十禅師社	道祖神	十せん師	如法経道場	やくしほとけ	十禅師権現結鎮供	十禅師	十禅師権現	おとなの中	薬師堂	被寄進・売却対象
	菴室東		道祖神後	西大路	小たかうち	宮後・西東 松原		高谷新田	源次郎名	西裏	ろのみり	きたうら	所在小字
畠大	畠半	畠一反	十歩	屋敷大八	林小四十	畠一反	菜畠一畔	菜畠	田百歩	畠大四十	畠一反	畠大	地積
一斗	一斗五升					七升	二斗			二升			得分
二二三	二二四	四二三	四〇三	四三六	四一五	二二二	四九八	四一七	四〇七	四四四	四一一	四一六	通し番号
改一五〇九	改一五〇一	改二八〇四	改二七〇二	改二八〇二	改二八〇六	改二五〇一	改三二〇二	改二八〇八	改二七〇三	改二八〇三	改二八〇二	改二八〇七	分類番号

〔編纂書〕  
「寄進状 今堀右衛門三郎」

奉寄進 私領畠地事

合壹段者 本證文一通相副早

在蒲生上郡得玆保内 今堀郷

四至 限東大道 限西々阿弥作定  
北々山大道 南々右馬允作定

右件畠地元者、根本泉介雖爲私領、依有直要用、今ハ

右衛門三郎私領畠地也、

一今堀拾禪師社如法經新田奉寄進處在地明白也、毎年得

分一斗五舛宛、無懈怠可被納者也、更雖經後々代々、

不可有他妨者也、仍爲後日支證龜鏡状如件、

至德二年丁卯八月十八日 右衛門三郎(略押)

左近次郎(略押)

左近允(略押)

文一通相副早」とある本証文とは、泉介が右衛門三郎へ得分権を売ったさいの売券である。これを手継証文として右衛門三郎は今堀十禪師へ寄進したのである。泉介畠売券(五一四号)は手継証文にあたり、右衛門三郎は、この得分

賣渡進私領畠地新放券文事

合壹段者 直錢六百文儀請取了

在蒲生上郡得珍保内今堀郷

四至 限東大道 限西、阿弥作定  
北、山大道 南、右馬允作定

右件畠地、元者泉介賣得相傳私領也、雖然、依有直要用、

右衛門三郎仁限永代賣渡進在地明白美正也、更雖經後、

代々、不可有他妨之者也、仍爲後日支證龜鏡之狀如斯、

至徳二年乙丑五月十日

泉 介 (略押)

を二年余の間えていたことになる。ただし、泉介が下地を有していたものか、たんなる得分権保有者であるかは明らかでない。至徳四年（一三八七）に十禅師社に寄進された得分一斗五升が、神田畠納帳に登記されるのは当然である。後述するように、二十九年後の応永二十三年（一四一六）に完全な帳簿が作成されるが、その中で

一斗五升  
一段 衛門二郎との  
西大道ウラノソイ 南

とあるのは、これを指すものである、ただ請作人が蛇溝郷南垣内の衛門二郎殿（この「殿」は蛇溝郷の老人にたいする敬称と考える）であり、衛門二郎が請作権をうるに至る経緯は全く不明である。第2表の寄進・売却の場合、記入

されていないが、ほとんどが得分権の寄進や売却であると推定される。かくして、今堀惣は集積した神田畠ないしはその得分を宗教行事に、宗教施設の建営に、加えて惣の行政全般に支出していったのである。

- (1) 丸山幸彦「近江国得珍保野方諸郷における農業生産のあり方」赤松俊秀教授退官記念事業会編『赤松俊秀教授退官記念国史論集』所収 一九七二年十二月、仲村研「中世後期における近江国得珍保今堀郷の農業」『農業経済研究』第四十八巻第四号 一九七八年四月。
- (2) (3) 吉田敏弘「惣村」の展開と土地利用——得珍保今堀郷を事例とする——『史林』第六十巻第六号 一九七九年一月。
- (4) 吉田敏弘、仲村研 前掲論文。

## 二 応永ノ享徳期の神田納帳

十四世紀末期までに今堀の惣体制が確立していることを、神田畠注文を通して見てきたが、惣の機能が神田畠を基礎として全面的に作動する十五世紀の納帳の特徴を次に見てゆきたい。

十五世紀最初の神田畠納帳は、次にあげる8の応永十年(一四〇三)十月二十三日のものである。この納帳は「納帳之日記」とあるように、神田畠の収穫の終わった十月下旬にその年貢を今堀惣に進納したさいの日記であり、全神田

(端裏書)

「神田ノ日記」

應永十年神田納帳之日記事

十月廿三日

合

三斗法願房 シハワラ 八舛馬四郎 シハワラ 七舛四合 シハワラ 蓮法房

二斗五舛彦三郎 シハワラ 三斗八舛源五 一舛二郎三郎 六舛二郎三郎

五斗四升太夫 五升太夫 五十文彦太郎 六升大豆馬五郎  
 大豆  
 五升彦二郎 四升左近四郎 三斗衛門二郎 一斗二升衛門二郎  
 二斗七升正いん、<sup>(房)</sup> 二斗五升六合右近 一斗六升藤三太郎  
 一斗七升彦二郎 一斗升明道、<sup>(房)</sup>

島からの収納の記録ではない。神田島の筆数は二十筆で、二郎三郎、太夫、衛門二郎、彦二郎が各々二筆を請作しているから、請作人は十六人で、うち、柴原郷民が四人いる。進納高は三石二斗三升、大豆一斗一升、錢五十文である。十六人の請作人のうち、彦二郎、彦太郎、妙道(明道)、柴原法願、左近四郎、藤内太郎の六人が二十九年以前の至徳元年の神島坪付で確認されるが、進納高については異動がある。十月二十三日という日付は次に述べるように十五世紀に入ると惣(宮座)の寄合が十一月四日に固定され、定例化するところから、応永十年にあっても決算上の必要から、十一月四日以前に神田島の収納を済すことになっており、神田島、請作人の進納にかんして惣側は右のようない日記を作成したものと考えられる。

(表紙)  
 一 (異筆) 「十禪師納日記」

今堀惣神田納帳

應永廿三年十一月四日」

(表紙裏)  
 四百文 竹林房 寄進自惣堅聖方可致沙汰申者也、  
 要品分 蛇溝郷内有  
 下地

合

六升 一段  
ソトハ前  
西元左近、  
今ハ東ノ  
五郎三郎  
同一段  
柴原元二郎三郎  
今ハ東ノ  
五郎三郎

一斗四升  
二一段小  
ソトハ前  
本右馬三郎  
今馬四郎  
今馬五郎  
大四十十分  
大四十十分  
大四十十分  
大四十十分  
本左近次郎  
西又二郎

大八升  
衛門二郎  
東ノ  
源内殿  
八升  
一段小  
宮後セキメ  
元柴原道阿ミ  
本馬四郎  
今左近四郎との

六升 一段  
セキメ  
本弥二郎  
西又二郎  
六升 一段  
宮後  
本弥二郎  
西又二郎

六升 一段  
宮後  
本御子  
フセ  
新殿  
六升 一段  
宮後  
本西阿ミ  
形部殿

六升 一段  
宮後  
本実阿ミ  
西衛門三郎  
六升 一段  
竹後  
本左近太郎  
衛門三郎

三升  
本左近太郎  
三升  
本馬二郎  
正四坊

一段  
竹後  
半段  
正門坊  
衛門三郎  
右近二郎乍  
半  
山大路ソイ  
正四坊

得珍保今堀郷の神田納帳について

<p>六升 一段 竹後</p> <p>本左近三郎 中殿 フセ 今中河殿</p>	<p>六升 一段 山大路ソイ</p> <p>布施殿 今中河、</p>	<p>六升 一段 山大路ソイ</p> <p>今中河、</p>	<p>四升 大 西山路ソイ</p> <p>本左近太郎 七郎 本左近太郎 大夫々</p>	<p>四升 大 西屋敷</p> <p>本左近太郎 竹林坊</p>	<p>(中略)</p>	<p>一段大 神楽田アレ</p> <p>堂林 元左近允 ノウヘ、</p>	<p>一せまち 菜島得分一斗菴室田</p> <p>元七郎太郎 西又二郎</p>	<p>是ハ惣賣 野神下田 得分一斗</p> <p>元孫三郎 又二郎</p>	<p>一段 同名得分一斗</p> <p>元左近允 ソウヨリ 賣早</p>	<p>一段小廿四歩 フシテ此内六十分</p> <p>元柴原介三郎 孫太郎 馬太郎</p>
<p>六升 一段 山大路ソイ</p> <p>本左近三郎 正覺、</p>	<p>六升 一段 西大道ソイ</p> <p>本左近三郎 馬四郎</p>	<p>六升 一段 西大道ソイ</p> <p>左近三 本弥次郎郎屋敷 今ハ森成了</p>	<p>四升 大 西大道 屋敷</p> <p>本弥次郎 西又二郎</p>	<p>四升 大 西屋敷</p> <p>本弥次郎 西又二郎</p>	<p>一石六斗菴室田 一段九十分 山神クホ 今ハウケツメニ石二斗</p> <p>元妙道 又太郎作</p>	<p>一段 菜島</p> <p>元藤内太郎 左近殿</p>	<p>一所 松原ノ得分</p> <p>元七郎太郎</p>	<p>一段 同名内 得分一斗</p> <p>ソウヨリ 賣</p>	<p>一段 得一分一斗</p> <p>元柴原二郎三郎 左近殿</p>	<p>一せまち 小ホコラノ前</p> <p>元柴原二郎三郎 左近殿</p>

一せまち 元右馬二郎  
同 二せまち 同 元右馬三郎  
一升 二升

一せまち 同 元夜叉女  
一升 巳上四升 錢五十文 七月十五日 西阿ミタフ与龜王坊可訪  
元西阿ミ  
ハ小五十文 又二郎殿ニ賣早

狐塚 元馬太郎  
一段 馬五郎  
得分六升  
田時酒七升八月彼岸ニ若女ヲ可訪  
小島時ハ酒五升 元右馬太郎  
大將軍東川ハタ 正田坊

三升 元西阿ミ  
小 形、  
一段 元西左近允  
小竹原薬師仏供 衛門五郎

一段 五斗 元馬太郎  
ミミ七月七日 源内殿  
小竹原 一段 元実阿ミタフ  
衛門五郎

定一升  
卅分 又二郎  
今ハ密分賣了  
雁永廿三年十一月九日寄進  
百歩 又二郎  
高谷御供田一斗

一升四合 作人正内、  
小二畔小切 竹林坊  
ミミ 宮森東在之  
ソナウ 今堀東在家河ハタノ凹南  
半 三升 衛門二郎との

一斗五升 衛門二郎との  
一段 衛門二郎との  
西大道ウラノソイ 南 神田小谷三月三日 御穀田  
甲斐公

二斗五升大豆 野ヤ寄進  
一段二十歩 彦六作  
今在家ハナ 兵衛殿名  
永享二年寄進  
一斗三升小舁 野ヤ寄進  
ナハタケ 彦六作  
堂前



得珍保今掘郷の神田納帳について

四百文  
一段  
大將軍北在之  
衛門  
小 百五十文  
キトカクチ  
兵衛三郎

一斗二舂所舂定  
小  
野神南在之  
衛門二郎  
一六合  
一畔  
宮前  
東  
兵衛三郎

得分三百文  
文安元年  
兵衛二郎キシン  
一段小卅歩  
ムサ  
衛門二郎  
得分二百文  
兵衛二郎キシン  
北  
三百歩  
左近五郎  
今在家西文安元年

(後略)

この9の神田納帳は明らかに6の至徳元年の神島坪付を基礎に記されたもので、順序は坪付の順序を追っている。至徳の坪付は先述のように、地積表示にかんして何反何歩とあるものと、何せまち、何所という表示の二類型に分類されていたが、この納帳においても踏襲されている。9は6の三十二年後に作成されたものであるが、両者の関係を示すために、記述の一部を抜き出して対照すると次のようになる。

第3表 至徳元年・応永二十三年神田畠坪付対照表

B		A	
<p>神楽田 堂林 一反大 左近允</p> <p>菜畠 一せまち 七郎太郎 得分一斗菴屋田</p> <p>野神下田 孫三郎 得分一斗 惣ヨリウリ了内正、手ニ</p> <p>一反同名 左近允 一斗 得分一斗</p>	<p>山神クホ 一反九十分 妙道 得分一石六斗菴屋田</p> <p>菜畠 一せまち 藤内太郎</p> <p>一所 松原 弥二郎 惣ヨリウリ了 得分</p> <p>一反同名内 七郎太郎 一斗 得分一斗 小脇へウリ候</p>	<p>山大路ソイ 一反 布施殿 西大路ソイ</p> <p>西大道ソイ 大 七郎太郎 西大路ソイ</p> <p>屋敷 左近三郎</p>	<p>竹後 一反 左近三郎 山大道ソイ</p> <p>右馬允</p> <p>至徳元年(二三八四) 神田坪付</p>
<p>一段大 堂林 神楽田アレ 元左近允 ノウヘ、</p> <p>一せまち 元七郎太郎 菜畠得分一斗菴屋田 西又二郎</p> <p>是ハ惣賣 野神下田 元孫三郎 得分一斗 又二郎</p> <p>同名得分一斗 元左近允 ソウヨリ 賣早</p>	<p>二石六斗菴屋田 元妙道 一段九十分 又太郎作 山神クホ 今ハウケツメニ一石二斗 畔 元藤内太郎 菜畠 左近殿</p> <p>一所 松原ノ得分 元弥二郎</p> <p>一段 同名内 元七郎太郎 一斗 得分一斗 賣</p>	<p>六升 本左近三郎 一段 中殿 竹後 フセ 今中河殿</p> <p>六升 本左近二郎 一段 正覺、 山大道ソイ</p> <p>六升 本左近二郎 一段 馬四郎 山大路ソイ 今中河、</p> <p>四升 本左近太郎 大 大夫々々 西山路ソイ</p> <p>大 四升 本弥次郎郎屋敷 今ハ森成了</p> <p>大 四升 西屋敷</p>	<p>応永二十三年(二四一六) 神田納帳</p>

両帳簿を比較すると、9の神田納帳は6の神皇坪付が一部を除いて年貢額の表示を欠いているのにたいし、一反六升、三百歩五升、大四升、半三升、小二升というように、地積六十歩に一升の割合の年貢額が表示されている。しかし、6において

菜畠  
一せまち  
得分一斗菴屋田  
七郎太郎

とあったところは、9においても

一せまち  
菜畠得分一斗菴室田  
元七郎太郎  
西又二郎

とあり変らないが、6になく9で新たに登記されているのに

一斗五升  
一段  
西大道ウラソソイ  
衛門二郎との  
南

という記述があり、これは先の年貢額の比率とは一致しないが、このような記述は比率方式のものにたいしてすくない。一反六升の比率に従わないこのような形式は、下地そのものが惣有であるか、寄進者が寄進するにさいして基準の比率を超える年貢額を条件とする場合か、のいずれかであるとしてよいであろう。

第3表の対照表を見ると、神田納帳が神田坪付を底本として作成されていることが一目瞭然であるが、応永二十三年段階の現請作人は当然のことながら、三十二年以前の請作人名を記しているところに特徴がある。したがって至徳元年の段階で「惣ヨリウリ了」と表示されている耕地についても、元の請作人名が記され、「ソウヨリ賣了」「ソウヨリ賣」というように記されて納帳からは消えていないのである、これは至徳元年の神皇坪付を納帳の基本としてい

ることの現われであり、坪付を出発点とする納帳作成上の思考を今堀惣がもっていることをあらわしている。先述のように、十四世紀末期が今堀惣の確立期であることが応永の神田納帳の書式からも確認できるのである。

いま神皇坪付を底本として神田納帳が作成されているといったが、至徳元年以後に寄進された神田皇もあり、坪付の末尾に書き加えられるような形で記されている。坪付の末尾は

一反小竹原  
菴屋田 実阿弥陀仏

三十六歩 宮前河ヨリ南在之  
公方神田 道心坊作

とあった。しかし、納帳には道心坊作の項はない。前掲の納帳の終りの部分を見ると、

一段 元実阿ミクフ  
小竹原菴室田 衛門五郎

で坪付記載を引き継いだ書式はおわり、それより後の部分の納帳の書式には、「元某誰々」という形式はなく

小斗二坪所舁定  
野神南在之 衛門二郎

という形式になる。このような坪付と記載内容関係のない形式は、この納帳が作成された応永二十三年十一月四日以後の寄進分も書き足されているのであり、又二郎の請作する高谷御供田一斗が「雁永廿三年十一月九日寄進」と肩書きされ、また彦六作で野辺殿寄進の今在家ハナ所在の一反二十歩には「永享二年寄進」とあり、北左近五郎の名で請作している今在家西所在の三百歩は文安元年（一四四四）に「兵衛二郎キシン」とあり、帳簿の最末尾には「兵衛

二郎分寶徳元年今堀里ヨリ有之南」とも記され、納帳作成の三十三年後まで必要事項が加筆されていることが知られるのである。

以上見てきたように、応永二十三年十一月四日の神田納帳は至徳元年の神田坪付を基本とし、それに請作人の変化と年貢額を書き足し、十一月四日以降の寄進、買得分も書き加えたものであることがわかった。ところで、応永二十三年の神田納帳に同時期の神田畠全てが登記されているのではない。10の同年十一月九日の庵室田如法経道場寄進目録帳は、神田納帳のほかに若干の惣有田畠のあることを示している。いまこれを紹介しよう。

庵室田如法経道場寄進目録帳

應永廿三年十一月九日

五斗 畠時ハ二斗五升 作人正阿ミタ仏一期後  
 半斗 粟品一ヤ 正円坊 ハ二斗五升也  
 川田 畠アセ名 美乃殿

一斗大豆 一斗 本ヨリノ  
 一段 衛門三郎 介太郎、  
 合子原北畠 橋爪

一石二斗 八軸一ヤ 限東ハ市路ノウラ  
 山神凹 一段 今在家野神前 正覚坊

一斗五升此内五升ハ若女ノ分 定得分一斗寄進  
 半南ニ付テ 形部殿 一段百歩 馬太郎  
 柴原 市路ノ市路ノウラニ御蘭路辻在之 南切ニ一段西大路河南也

一斗 又二郎 寄進  
宮後 定得百文 左近との作  
名

二斗五升 永享四年寄進 竹林坊  
半 馬五郎作 真聖  
柴原西在家西在之 道泉 西大道上里北在之

一斗 道泉  
半一段内南付  
里南

三百歩 馬五郎作  
八斗 夏田道泉  
カウカ谷 永享四年寄進 孫五郎作  
大将軍東 薬師堂道泉  
燈明

八升 馬四郎弁 十二月日  
フセノトモニ 皆納 百文 シハワラノ  
孫太郎弁

ここに登記されている田島は、前掲の至徳元年の神島坪付、応永二十三年十一月四日の神田納帳とは全く重複しない。この目録帳は神田納帳のように「本 誰々」と付記されておらず、至徳の坪付とは関係がないことを示している。神田納帳には

一石六斗菴室田 元妙道  
一段九十分 又太郎作  
山神クホ 今ハウケツメニ一石二斗

一せまち 元七郎太郎  
菜島得分一斗菴室田 西又一郎

一段  
小竹原菴室田元実阿ミタフ  
衛門五郎

という記載があり、庵室田について三筆が登記されている。この三筆の田畠とは別に目録帳が作成されているのであるが、両帳簿の庵室田相互の関係は不明であり、神田納帳とは別に目録帳を作成する必要があるかどこにあるかも不明である。目録帳のうち、左近との作の半は左近自身が応永二十六年（一四一九）に如法経に寄進した佐々木道ソイの畠半と一致する（二二五号）から、目録帳作成の三年後に書き足されたことがわかる。また馬五郎作の柴原西在家西の半には「永享四年寄進」とあるから十六年後のもので、ほかに馬五郎作の高谷三百歩も同じく道泉が永享四年に十禅師夏宮田に寄進したもので馬五郎は道泉の子息である（四三四号）。孫五郎作の大将軍東一段も道泉が永享三年に菓師堂毎月一、八、十二の三か日の燈明に寄進したもので（四三七号）、これらは目録帳作成の後に記されたとしなければならぬ。

この目録帳の後半部分には応永二十三年以降に如法経、十禅師夏田、菓師堂燈明などに寄進されている神田畠が記載されていることが確認された。先に至徳元年の神田坪付と応永二十三年の神田納帳にも登記されない神田畠がこの目録帳に登記されているといったが、ではいつ今堀郷に寄進された田畠であろうか。目録帳中に又二郎が請作する宮後一反得分一斗がある。この耕地と得分は、康暦二年（一三八〇）九月に比丘尼善阿弥が左近四郎・介太郎の後生善処・頼証菩提のために今堀郷如法経道場に寄進した四筆の耕地と得分二斗七升のうち、宮後畠一反得分一斗に合致する。これは至徳元年の神田坪付にも登記されていないから、至徳以前に神田畠納帳の類に記入されない神田畠が存在していることになる。応永二十三年十一月九日の目録作成時の庵室田如法経道場の得分は、又二郎より前の部分であ

ると考えてよく、合計米二石三斗五升、大豆一斗で、神田納帳の同年の五石一斗四升四合（得分記載のないところ多く、これを推定加算すると六石近くになる）、酒七升（耕地が畠の時は五升に減額）、錢五十文に比すれば半分に足らない。これを十四世紀末から帳簿の上で公にしなかったのは、対莊園領主の關係からであろうが、応永二十三年の時点で明確にする必要に迫られたのは、莊園領主が郷内檢注の施行によって、より正確に耕地状況を把握する計画があったか、今堀郷が領主にたいし神田畠免の公的な拡大を意図したかのいずれか、あるいは両者の志向が作動したところに、神田納帳と目録帳との両帳簿作成の意味があると考えられよう。

いま莊園領主の郷内檢注の施行の動きが、応永二十三年の神田納帳・目録帳の作成となってあらわれたのではないかと推定したが、これはたんに今堀郷にたいしてのみではなく、保内諸郷全体の檢注としてあらわれる。この檢注は嘉吉二年（一四四二）九月から十月にかけておこなわれた。嘉吉の檢注については、丸山幸彦、吉田敏弘氏のすぐれた指摘がある。<sup>1)</sup> 両氏は嘉吉の檢注が山門による耕地把握を強力に推進させる施策としておこなわれたものであること、名を単位とする支配のあり方ではなく、郷（村）を単位としておこなわれていることを指摘された。

嘉吉二年九月の保内諸郷の檢注は、莊園領主の莊園支配にとって重要な意味をもっていた。しかし、郷民の側からすれば、一片の耕地をも領主に掌握されるということで抵抗が予想された。そこで領主は檢注に先だって郷民の抵抗を排除する必要があった。檢注は郷民の手元に剰余生産物が留保されることを否定する施策であり、とくに郷民のなかで有力な地侍クラスにとって檢注の施行は打撃となった。それだけに山門はたいする反抗も激しいものとなる可能性があった。今堀郷民の抵抗は残存文書の中にはうかがえないが、今堀郷のみならず保内郷に大きな社会的影響力をもつ布施郷の地侍の行動から推察することができる。



□ □ 不可 □ 者 □ □ □ 上仁不可有不忠

儀者也、□ 条、□ 向後 □ 儀者 □ □ 者也、

仍起請文之状如件、

嘉吉二年六月 □

南、	朝、	貞	は	禪	二	兼	大	いぬ	朝	今西、	朝	了	鹿室、
則	庵	は	は	檀	階	阿	朝	井	朝	朝	朝	蜜	室
□	□	□	□	庵	□	阿	永	朝	財	秀	康	在	在
在判	在判	在判	在判	□	在	在	在判	在判	在判	在判	在判	在	在

この起請文案の断簡（五六五号ノ一）の意味するところは摩滅のために判然としないが、少なくとも十二人の布施郷の地侍が、山上にたいし不忠な行為をしないという起請文であることが読みとれるから、検注の時期から逆推すると、山門の検注にたいして反対しないという誓書であることは明らかである。いま十二人の署名者のうち判明する者についてふれておこう。

まず「は、」は、応永二十七年（一四二〇）十一月二十日「けいちん」なる者が「布施は、殿」から譲られた畠一

所を今堀馬四郎に売却している(四八〇号)が、その「布施は、殿」と同一人である。禅檀庵は応永十年(一四〇三)十一月二十一日に菜畠一所二畔を柴原大西次郎三郎から買得している布施禅檀庵祖参である(六一三号)。祖参は応永二十年十一月二日にこの地を今堀薬師堂に売却している(四七九号)。つぎに庵室、了蜜は、応安三年(一三七〇)三月に松原小を今堀十禅師権現に寄進し(四四四号)、応永三十二年(一四二六)十二月十日に右馬太郎から菜畠二畔半を買得している了蜜坊であり(四九〇号)、また康安二年(一三六二)十二月二十日に布施しゅうさんノ御坊が薬師常に寄進した「きたうら」の畠大の四至の南側を請作する了蜜坊(四一六号)と同一人物である。また嘉吉二年九月十八日の得珍保野方算田取帳の布施庵室殿もこの了蜜坊であろう。いぬ井朝永は宝徳二年(一四五〇)四月二十二日に蛇溝郷宮後の畠半を今堀茶屋左馬二郎に売却しており、前掲の得珍保野方算田取帳(四七四号)に登場する「乾殿<sup>イヌイ</sup>」である。大□兼阿は永享二年(一四三〇)七月十一日に柴原郷字木戸口の畠半を今堀道正に売却しており(六〇五号)、嘉吉二年(一四四二)五月四日に木戸口の畠小を今堀薬師堂に寄進している布施大西兼阿弥であり(二二六号)、嘉吉前後と推定される年未詳の算田帳断簡(五七一号)の大西殿である。今西、朝秀(「今西、」の、は殿の略である)は不明ながら、右の算田帳断簡にフセ今西殿とあり、この断簡と連続する断簡(五七六号)と嘉吉二年十月十九日の得珍保野方下保今堀郷十禅師田坪付(三二三号)にも登場しているし、同年九月十八日の得珍保野方算田取帳の今西とある人物と同一人物ではなからうか。南、朝則是嘉吉二年九月十七日の今堀算田目録(三一九号)の南殿としてよいであろう。かくして、貞庵、□朝康、□朝財、二階については不明ながら、「朝」の諱を共通にする人物が多く、庵室も布施の肩書を付されているところから、保内下郷に接する布施郷の有力土豪である布施氏の族的結合とその寺庵であるとしてよい。布施氏一族は今堀郷だけではなく、得珍保諸郷において加地子得分

権などの諸権利を有しており、山門の檢注にさいして保内諸郷の抵抗もさることながら、地侍の抵抗が檢注の阻害要因と考えられたのであって、これを排除することが檢注を施行するにさいして必須の条件であったことは容易に推定されるところである。このような政治的情勢の帰結として山門に提出されたのが布施氏一族の不忠をおこなわないと誓った起請文であって、その案文が保内惣荘に保存されたのである。<sup>(5)</sup>

山門は嘉吉二年秋に得珍保諸郷の檢注をおこなった。その概要は同年九月十七日の得珍保方今堀算田目録によって知ることができる。

已上五丁六反大四十五分

得珍保野方算田目録 喜吉二年<sup>壬戌</sup>  
九月十七日

合

今堀

大北井川  
大東<sup>ヨコ</sup>路

若法師  
衛門二郎

三分

兵衛三郎

三分

馬五郎

小

衛門二郎

三分

平内

左近次郎  
々々々々

一反  
一反半  
一反小  
大  
半  
一反小  
■分  
小  
半  
百分  
百分  
百分  
百分  
百分  
百分  
小卅分

(中略)

今在家  
左近次郎

柴原右近

同

形 P

形 P 三郎

形 P

同

馬五郎

衛門二郎

馬二郎

衛門二郎

馬二郎

衛門二郎

馬五郎

介太郎

シヘワラ  
衛門太郎後家

得珍保今堀郷の神田納帳について

大 衛門二郎

一反半 衛門二郎

六十分 同人

小卅分 衛門四郎

一反 左衛門

半四十分 馬

三百分 衛門二郎

已上

今堀 九月廿日

平小谷ヨリ  
取アカル時也  
カキノソへ

大 衛門 兵衛門三郎

二反小 正 寶

二反大 兵衛三郎

已上 伍町六段大四十五分

此外ツク田五段三百分

この算田目録のうち△百分と△三百分の△印は抹消の印であり、それと併を除いて合計すると六町三反二百五歩で

あつて、佃を含む目録の合計六町二反二百二十五歩より三百四十歩も多く、佃の合計も五反三百歩としているが、実面積は六反二百七十歩である。この検注は吉田敏弘氏も指摘されているように、今堀の東に接する柴原郷のうち柴原南村との境の高井から南下して西へ回るといふ順序で検注が実施されたのであり、佃は土地の字名であるとともに、別途の耕地として合計しているところをみると、領主直営地としての機能がこの段階では維持されていることが知られる。九月十七日から開始された検注は布引山の小溪谷である平小谷に同月二十日にゆきつき、作業が終了した。この検注は九月十七日に引き続き、翌十八日もおこなわれた。この日の検注は地積にして十七日を上回る七町九反三百二十歩であり、十七日の検注が柴原南村と高井との交点から横道川を南下する地域であるのにたいし、十八日は今堀郷南方の平子谷から西へ回り、蛇溝村に接する地域から北へ今在家村の村境にいたる地域にかけての検注と推定される。

い上七町九反三百廿分

得珍保野方算田取帳 嘉吉二年  
九月十八日

合

十八日

今堀  
百分

大卅分

神田

衛門二郎

大卅分

同

藤内

大四十分

介太郎

得珍保今掘郷の神田納帳について

小四十分  
三百分  
半四十分  
半四十分  
小  
一反  
一反  
一反半  
半卅分  
(中略)  
半廿分  
三百分  
四十五分  
小  
百十分  
百十分  
大卅分

彦太郎後家  
兵衛三郎  
さ近五郎  
道秀  
布施新殿  
イヌイ  
乾殿  
さ衛門  
さ近三郎  
布施  
禅檀庵  
孫二郎  
さ衛門  
孫二郎  
同  
衛門  
介二郎  
蛇溝  
さ衛門

一反小  
(後欠)

今堀 蛇溝  
さ衛門 馬太郎  
々々々

十八日の検注は12の得珍保野方算田取帳に記されているが、後欠のため七町九反三百二十歩のうち、七町一反百五歩の登記部分が残存し、後欠部分には八反百十五歩が記されていることになる。嘉吉二年九月十七日・十八日の両検注は帳簿面において十四町二反百八十五歩(実数十四町三反百六十五歩)ということになり、十八日検注の後欠部分八反百十五歩を差引くと、実数で十三町五反五十歩の耕地が両帳簿に記されていることになる。この地積は先述のように、菜畠・屋敷など領主支配の対象から除外されているものがあり、また今堀郷民の近隣村への出作も当然あるから、検注残存帳簿の地積によって、郷民の所有地積を量的にとらえることは危険を冒すことにもなりかねないが、神田を含む領主支配の耕地に近似したものであることには違いないのであって、いまこの両日の検注帳簿によって郷民の耕地にたいする所有状況を見ようと思う。

この両日の検注帳簿には神田(免田)も含まれており、この中から神田部分を抽出したのが、14の同年十月十九日の得珍保野下方保今堀郷十禅師田坪付である。

得珍保野下方保今堀郷十神師田<sup>(禅)</sup>  
大<sup>(如カ)</sup> 妙法経田 衛門二郎作  
百分 彼岸神楽田 衛門二郎作  
<sup>(如カ)</sup> 妙法経田 左衛門作  
八十分



得珍保今堀郷の神田納帳について

四十五分	(如カ) 妙法経田	道宗作
半	十禅師燈明用	中村殿
一反	二月三日御マツリ田十禅師	平内、
一反	正月四日ケチ御コク田十禅 <small>(師脱カ)</small>	衛門二郎作
六十分	(如カ) 妙法経田十禅師	馬二郎作
三百分	正月三日御コク大行事	左衛門作
小	正月四日薬師堂燈明	左衛門作
一反	十禅師正月四日ケチノ御コク田左衛門作	
三百分	三月三日御コク十禅師	衛門二郎作
大三十分	五月五日御コク十禅師	衛門二郎作
大三十分	五月五日御コク田十禅師	藤内作
三百分	野神田七月七日	馬五郎作
大	同野神田	衛門四郎作
半	六月廿三日大將軍御コク	<sup>フセ</sup> 今西殿
<sup>三</sup> 三十分	野神田	道宗房作
四十五分 <small>(カ)</small>	同 野神田	道宗、作
百分	正月九日大般若田	兵衛三郎作

四十分 同 大般若田

左近殿

大 薬師堂上葺田

左衛門作

大 同 薬師堂上葺田

左衛門作

半四十分 九月九日十禅師御コク

兵衛三郎作

二反小 正月一日御コク十禅師

正法作

大 十一月三日御コク田十禅師

兵衛三郎作

二反大 上葺十禅師

兵衛三郎

嘉吉貳年十月十九日

この神田坪付は如法経田、彼岸神楽田、十禅師燈明用、二月三日御マツリ田、正月四日ケチ御コク田、正月三田御コク大行事、正月四日薬師燈明、三月三日御コク、五月五日御コク田、野神田七月七日、六月二十三日大將軍御コク、正月九日大般若田、薬師堂上葺田、九月九日御コク、正月一日御コク十一月三日御コク田、上葺十禅師などと、田地の得分をいかなる神事に宛てるかを記している。坪付二十七筆の地積合計は一町八反二十四歩で、その全ては両帳簿に記入されていることが確認される。すなわち、九月十七日の検注では「四十五分 左衛門 神田」「八十分 左衛門 神田」とあり、九月十八日には

大卅分 神田 衛門二郎

大卅分 同 藤内

(中略)

三百分  
 神 馬五郎  
 大 衛門四郎  
 同  
 半 今西

と神田の表示のあるところは当然のことながら、表示のないところにおいても、地積と請作人とは坪付に完全合致するのである。

いままで見てきたように、この坪付には「畔」という地積表現を用いているところの菜畠（なう畠、なうせまち、なう屋敷）や屋敷、また「所」で表現される新開途上の下地は含まれていない。逆にいうと、山門の検注は、屋敷や屋敷の延長と目される菜畠はその対象としなかったのである。それは先にふれたように、農民の再生産を保証するためのいわば勸農的措施であり、惣の側で検注を拒んだことが十分推測されることである。また一町八反二十四歩の十禅師田などの坪付も、至徳元年、応永二十三年の神田畠の地積が約五町あったところからすると減少しているように思われるがそうでなく、この一町八反二十四歩は山門が検注の結果更めて免田としての措置をとった神田畠のみであり、至徳、応永の神田畠のように免田と加地子得分を進納する耕地の混合したものではないのである。

第4表の十三町五反五十歩は嘉吉二年九月の検注十五町二反百八十五歩のうちから五・八パーセントに当たる後欠不明分八反百十五歩を差し引いたものであることは先述したところであるが、領主支配分の耕地にかんする限り、郷民の請作状況をほぼ推測することが可能であり、後欠部分や他郷への出作分や菜畠・屋敷分など検注の対象とされない耕地の地積が加算されていないが、全体の請作傾向をうかがうことができる。今堀郷外の請作人は、今在家左近次郎、ヘミッ兵衛三郎、南殿、シハラ馬太郎、柴原右近、シハラ衛門太郎後家、布施新殿、乾殿、布施禅檀庵、

第4表 嘉吉二年今堀郷請作人毎請作地積表

	請 作 人 名	筆数	請作面積	備 注
1	若法師衛門二郎	1	反 <sub>240</sub> 歩	
2	兵 衛 三 郎	2	1.300	} 道泉の子で兄弟
3	馬 五 郎	6	3.350	
4	衛 門 二 郎	19	14.010	
5	平 内	5	5.060	
6	今在家左近次郎	1	1.000	
7	左 衛 門	19	17.250	うち80歩は左衛門十禪師とある
8	衛 門 太 郎	1	1.000	
9	刑 部 二 郎	1	1.060	
10	へヒミソ兵衛三郎	1	300	
11	馬 二 郎	2	160	
12	左 近 三 郎	2	2.300	
13	藤 内	3	1.230	
14	刑 部 三 郎	6	5.010	
15	中 村 殿	2	1.060	
16	源 法	1	240	
17	源 内	1	300	
18	覚 円	1	200	
19	平内、衛門二郎	1	220	
20	道 宗	9	5.030	道宗は道秀と同一人物 45歩神田は道宗分
21	刑 部	6	4.130	
22	南 殿	1	300	
23	シハワラ馬太郎	1	1.000	
24	浄 福 庵	1	30	
25	兵 衛 太 郎	3	2.000	
26	永 久	1	120	
27	道 心	1	1.120	
28	兵 衛 門	1	300	
29	右 近	1	180	
30	柴 原 右 近	2	2.300	
31	介 太 郎	8	5.200	
32	シハワラ衛門太郎後家	1	150	

得珍保今堀郷の神田納帳について

33	衛 門 四 郎	4	2.310	
34	馬	1	220	
35	兵 衛 門 三 郎	1	240	
36	正 法	6	6.060	正法は正宝と同一人物
37	兵 衛 三 郎	5	5.200	
38	今 堀	1	100	
39	彦 太 郎 後 家	1	160	
40	左 近 五 郎	3	1.200	
41	布 施 新 殿	1	120	
42	乾 殿	1	1.000	
43	布 施 禪 檀 庵	1	210	
44	兵 衛	1	300	
45	中 村 西 殿	1	240	
46	布 施 庵 室	2	2.240	庵室殿と同一人物
47	今 西 殿	1	180	
48	左 近 九 郎	2	320	
49	左 近	3	2.100	
50	彦 太 郎	1	1.040	
51	中 野 兵 衛	1	2.000	
52	元 方	4	3.120	
53	テウフ源五郎	1	180	
54	衛 門	3	2.110	
55	右 近 二 郎	1	1.000	
56	蛇 溝 惣	1	1.000	
57	馬 太 郎	2	1.120	
58	左 近 四 郎	1	45	
59	弥 二 郎	1	300	
60	布 施 殿	1	1.120	
61	兵 衛	3	3.000	
62	蛇 溝 弥 二 郎	1	1.000	
63	孫 二 郎	3	1.005	
64	介 二 郎	1	110	
65	蛇 溝 左 衛 門	1	270	
		172	135.050	

布施庵室、今西殿、中野兵衛、蛇溝惣、布施殿、蛇溝弥二郎、蛇溝左衛門、覚田（フタマタ）の十七人で、残り四十八人のうち38の今堀は、今堀惣か、今堀の某の名が欠けたものと考えられるので、これを除く四十七人を請作地積別に表示すると第5表のようになる。

第5表 請作地積別人数表

請作地積	請作人数
10反以上	2
9反以上	0
8反以上	0
7反以上	0
6反以上	1
5反以上	5
4反以上	1
3反以上	3
2反以上	5
1反以上	11
1反以下	19
	47

請作面積からすれば左衛門の一町七反二百五十歩と衛門二郎の一町四反十歩が群を抜いている。正法の六反六十歩以下一反以上が二十六人、一反以下が十九人であり、検注帳簿後欠部分の八反余、ほかに菜畠・屋敷・出作地などを考慮に入れても、第5表の請作地積が若干押し上げられるだけで、表の人数比にはさしたる変化はないと考えられる、以上のように、嘉吉二年の検注結果から引き出すと、得珍保の野方（下保・畑方・野々郷）農業のもつ性格がおのずと理解されるであろう。ここでは第一に十五世紀半には今堀郷は一定の階層分化を経験していること、第二に二反以下の請作人が全請作人の半数以上を占めていること、第三に耕地の空間的拡大のために新開が中世後期を通じておこなわれること、第四に農業生産の不利を商業に転じてゆくこと、などが指摘されよう。

嘉吉二年九月末に山門による今堀郷の検注は終了したが、この検注に時期を合わせて新開地を免田として山門に認

可させる動向が郷内にあった。この動向を示す史料をつぎにあげよう。

高谷五反八十分内

一反小 檀光房名入  
 八十分 新開年貢可出之  
 大 夫

四十分 免除  
 百分ハ下保布施田ヨリ可入之

一反大内 [檀光坊名入]  
 半廿分内 四十分 新開年貢可出之  
 左衛門

小四十分 免除

一反小内 小六十分 新開年貢可出之  
 三十分 井新 免除

兵衛三郎

大廿分内 檀光房名入 半廿分  
 八新開六十分 年貢免除

(刑部)  
 形P三郎

已上五反八十分内

三反名入三百分新開 一反八十分免除

右下知之状如件、

嘉吉貳年壬戌十月五日

學頭代(花押)

高谷百姓中

これは今堀郷の南部に伸び出した布引山系の丘陵の端に高谷ちやがだにと称されている地域があり、谷川の水を貯水して溜池

とし、これを配水して耕地化を促進したのであった。開墾された五反八十歩のうち三反を山門僧檀光房の給名とし、三百歩を新開地として低い年貢を賦課する地目とし、一反八十歩は年貢を免除することを山門学頭代が承認したのである。この下知状は十月五日付であるので、九月十七日から二十日までの検注の算田には登記されていないが、高谷の算田がこの検注の一環としておこなわれたものであることは明らかである。

神田の年貢免を領主に承認させることが、今堀郷民の新開意欲を促進させたのは当然である。新開から一定期間の年貢免をへて、年貢を貢納するほどの耕地となると神田として免田とする要求をおこない、山門へ貢納する年貢部分を神事に配当するために今堀惣へ進納する方策が打ち出された。得珍保諸郷の検注が終了したと思われる嘉吉二年十一月二十一日に、山門学頭代は次のような下知状(三五号)を得珍保の代官に宛てている。

先度仏田佗事致披露之処、於如法経内者、蛇溝・今堀・

柴原郷・中村郷各壹段宛都合四反内、図司帳内貳段、中

村帳内貳反可除之旨、依衆儀、<sup>(議)</sup>執達如件、

嘉吉貳年十一月廿一日 學頭代(花押)

得珍保圖司一揆中

これは山門の検注にさいして、仏田如法経田の免田化を蛇溝・今堀・柴原・中村(尻無)の四か郷が要求したのに対し、山門は各郷一反宛計四反を免田とすることを承認し、図司の帳簿から二反、公文である中村殿の帳簿から二反を除すことを執達したのである。また検注から五年後の文安四年(一四四七)七月二十七日に、山門は今堀郷神田・



得珍保今堀郷の神田納帳について

如法経田として三反半を「嘉吉二年算田新開内」から免田とすることを認め（二四号）、同五年十一月十日にも、今堀郷の訴えによって、「今堀郷新開壹段半廿歩之事、為十禪師神田之由」を認めている（三三五号）。神田の免田化はかくして特定の農民個人に利益をもたらすのではなく、今堀郷全体に利益を蓄積する役割を果たしたのである。次にあげる15の享徳二年（一四五三）十一月十一日の神田御免日記は、嘉吉二年の検注以後も、神田の免田要求が執拗に

〔編纂書〕  
「御めん神田日記」

神田御免之日記

合

一段	衛門二郎	一段	道立
のかみ下		佃した	
大	衛門	四十五分	兵衛二郎
のかみ	同	のかみうら	
四十五分	兵衛二郎	卅分	兵衛二郎
道前		まわたに	
半	藤内太郎	小廿分	道金
ひの木わら		こたかしら	しゝかきのそい
半四十分	道立	半廿分	兵衛

享徳二年十一月十一日

続けられたことを物語っている。十筆五反二十歩の神田の所在は、ひの木わら、まわたに、こたかしらしゝかきそい、のように、野原や布引山系の谷筋の近辺もあれば、佃した、野神の近辺、道前（堂前）のように郷内の既耕地の間

に残る未墾地の新開もあり、一概にはいえないが、新開地を神田の名のもとに免田化したものとしてよいであろう。このようにして、山門の検注をうけたものの、菜畠・屋敷などは年貢の枠外におき、検注対象となった耕地においても神田として免田とすることを要求し、これを荘園領主に認めさせ、十四世紀末に確立した惣の社会的経済的基盤をいっそう拡大していったのである。

この嘉吉二年の検注に関係すると思われるものに28・29の算田帳断簡がある。この算田帳断簡は同筆であり、もとはこの断簡は29・28の順で連続していたものと推定される。いまこれを紹介すると次のようになる。「已上二町八段小廿五分」とあるところまでの地積を合計すると三町一反二百十五歩となり、これから免分を差引くと二町九反余となり、二町八反小二十五歩に近似する。またこの合計からあとは、一町小と三反六十歩の計一町四反十歩であり、これは一町四反三百十歩から免百九十歩と百歩の「キリノコシ」を差引くと、一町四反十歩に近似することになる。

	ヘヒミソノカン定道 <small>(勅頂)</small> ヨリ下	カン定道ノ上地蔵堂後	左衛門
大	六郎三郎	小新、開	兵衛三郎
大三坪	イマホリ 元 邦	半新、開	兵衛三郎
大廿分	馬五郎	一段六十分	左衛門
大四十分	孫太郎衛門 <small>(ヒ)</small>	小	彦太郎
大	六郎三郎	一段	彦四郎 <small>コ今在家</small>
一段廿歩	左近太郎 <small>(ヒ)</small>	小	兵衛三郎

得珍保今堀郷の神田納帳について

七十歩新、開免廿分	彦四郎	一段内 <small>大又三郎 小内六十歩免</small>	又三郎 ユウアン
三百歩 <small>免六十分</small>	法蔵寺	半廿分不	今西殿
一段内 <small>不半作半</small>	布施殿	一段内 <small>不廿歩作百歩</small>	フセ殿
八十分不	大西殿	廿歩不	孫太郎 <small>ヘヒ</small>
半内新開免廿分	源二郎 <small>ヘヒ</small>	六十歩不	衛門 <small>フセ</small>
むさ二郎カキ内	左衛門	四十五歩	衛門二郎
一段神楽田蛇溝			

一段半	兵衛三郎	百歩	彦太郎 <small>テウフ</small>
小	兵衛三郎	一段廿歩 <small>不五十分</small>	弥二郎太夫
一段小内 <small>不一段廿分作百歩</small>	源二郎	二段四畔	レイセンアン
大二畔	レイセンアン	半四十歩	兵衛五郎
一段卅歩	<small>テウフ</small> 左近太郎	四十歩	今西殿 <small>フセ</small>
一段	彦五郎 <small>コ今在家</small>	百歩卅分免	兵衛 <small>フセ</small>
大新、開免卅歩	介二郎	一段九十歩 <small>二畔</small>	衛門太郎
一段	兵衛 <small>フセ</small>	小新、開	孫太郎 <small>ヘヒ</small>

小	左近太郎 <sup>へヒ</sup>	六十歩不	衛門二郎 <sup>へヒ</sup>
半廿歩	孫三郎 <sup>へヒ</sup>	大卅歩内作六十歩 免卅分	衛門二郎
大新、開免半 作六十分	馬五郎	已上二町八段小廿五分	
平小谷 半四十歩	兵衛三郎	已上平小谷カメツレ一町小 六十分	兵衛三郎
小	同	一段十歩	同
七段半内不一段小	蛇溝ソウ <sup>(惣)</sup>	一段半多寶坊名入 <small>ヘヒミソハシツメ</small>	兵衛三郎 太夫、
半新、開	太夫	二畔	
七十歩新、開免廿分	兵衛三郎	一段小新、開	太夫
小卅歩新開免卅分	馬太郎	七十歩新、開免廿分	介二郎
七十歩新、開免廿分	ナ	七十歩新開免廿分 <small>カメツレ</small>	左近二郎
カメツレ 小免八十分 小作四十分	兵衛五郎	大内百歩キリノコソ廿歩 右近、作 十歩	
		已上三段大十分	

したがって、断定はできないが、もとは連続していたものとしてよいであろう。

ではいつ作成されたものであろうか。まず、この算田帳に登記されている蛇溝郷の請作人の名を蛇溝郷の堂頭日記(蛇溝共有文書)で照合すると、「へヒ孫三郎」は文安二年(一四四五)の「東孫三郎」か、宝徳三年(一四五二)

の「北ヲ孫三郎」、「ヘト孫太郎」は康正三年（一四五七）に「孫太郎」、「ヘト衛門二郎」は寛正四年に「辻ノ衛門二郎」、「ヘト左近太郎」は長祿三年（一二五九）の「ヘト左近太郎無跡」か寛正七年の「赤ノ左近太郎」、「ヘト源二郎」は文明十一年（一二七九）の「源二郎衛門」（この場合源二郎衛門は源二郎の子と考えられる）に相当するか、関係すると推定される。そして算田帳の今堀郷人や布施郷人は前掲の11・12の嘉吉二年（一四四二）にも登記されているから、ほぼ十五世紀半（嘉吉ノ寛正年間か）に作成された帳簿であると考えてよいであろう。

この算田帳は神田畠の書き上げではない。書き出しのところに、「ヘトミノカン定道ヨリ下」「カン定道ノ上地藏堂後」とあるように、蛇溝郷の勸頂道から下の今堀郷側を起点に、検注された田畠を順次書き上げたものと推定される。嘉吉二年の検注については先述したが、その検注と関係があると推定される。ただ異なるところは、「新、開」「新開」があって、新開は文字通り新たに開墾された耕地、「新、開」は新開が一度荒廃して再度新開されたところであり、そのような開墾地には一定期間の年貢免を認め安定耕地への志向を求めたのである。そのほかに若干の「不」があり、十五世紀の今堀郷の耕地の状態を窺い知るには格好の土地台帳であるとしてよい。しかし、今堀郷のこの他の地域の耕地の存在形態は、神田畠納帳における各小字の耕地のあり方より詳細な検討が要求されるであろう。この点は納帳分析のひとつの視角として大事であることを指摘しておきたい。

(1) 丸山幸彦「中世後期荘園村落の構造——今堀郷における村落共有田の形成を中心に——」『日本史研究』第百十六号 一九七二年一月、吉田敏弘 前掲論文。

(2) 金本正之氏はこの文書の重要さを指摘されている（『今堀日吉神社文書』についての二、三の考察）『東洋大学文学部紀要』第三十一集 一九七七年十二月）が、嘉吉の検注との関係では取り上げていない。

三 寛正、永禄期の神田納帳

嘉吉二年九月の今堀における山門の檢注は、得珍保全体の檢注の一環としておこなわれたものであり、それは十五世紀前半における山門の莊園支配の強化策という動向にそった方策であった。その檢注にもとづいて十禅師などの神田が更めて免田として山門から認められたのである。今堀日吉神社文書のうちで、太閤檢地以前における檢注はこの嘉吉二年の檢注以外には痕跡は皆無である。嘉吉二年以後、神田関係の史料は先述のように、享徳二年（一四五二）十一月十一日の神田御免日記までなく、本格的な神田納帳は嘉吉二年から二十年を経過した寛正四年（一四六三）十一月四日の今堀神田納日記までない。恐らくこの二十年間にも納帳の類が作成されたと推定されるが、現存しない。16の寛正四年十一月四日の今堀神田納日記は、次に紹介するように、それ以前の神田畠関係帳簿と異なる名寄形式を採用している。

中衛門、

一段小 ヘヒミソカン定

一石一斗

九十分 ヤンキ

小 くぐく

大并

二并

得珍保今掘郷の神田納帳について

小 ヤシキ  
ヤフ左近、  
大舁  
二舁

イシタウ左近二郎

卅分 ヤシキ 大舁  
小竹原 大舁  
小廿分 大舁  
一舁

コウヤ

半 ツク田 大舁公方  
島時者大 三斗六舁 四舁

一 一舁 一斗二舁  
一段 大舁 四百文トク分  
六舁

馬五郎

大 大四十分 カウカ谷夏田 一石二斗五舁  
大 大四十分 キツ子ツカ 四舁六合八夕

道信坊

二 二テウフ名 四百五十文  
段

小 西ノヤフ 大舛  
 一畔 宮前河南 二舛  
 六合

(中略)

東庵 大舛  
 松原一所 一舛 (通巻) 大舛  
 大後ノヤフ 大舛 一 大セキメ  
 四舛  
 一段 大舛  
 六舛森  
 一畔アンノ後 大舛 五合  
 大小谷アレ 五十文  
 大シハワラ道長田 一斗

(後略)

この神田納日記に記載される名寄請作人の人数は四十七人であり、書式は請作人名、地積、所在字名、樹種、分米量、分米使途などが記載されているが、かならずしもこの全てが記載されているとは限らない。このような名寄形式による神田納帳の記載は、納帳それ自体が莊園領主に提出するものではなく、今堀惣の納米把握のための便宜から発した書式であると考えられるが、この納帳と同冊子として綴じこめられている寛正五年(一四六四)十一月四日の納帳の二種類を端緒として名寄形式は以後作成される納帳の類にも踏襲されている。寛正四年に至って納帳が名寄形式



をとりはじめるということは、その段階の社会的な要請があったものと看做さなければならぬ。ではいかなる社会的な要請かと問われれば、全く推定の域を出るものではないが、それは嘉吉二年の今堀郷検注の結果といえよう。すなわち、山門による検注は先述のように柴原郷との境界である今堀郷東端の横道川を南下し、時計の針の回転する方向におこなわれ、その結果を一筆毎に地積、請作人を記入していったが、これが恐らく名寄形式の検注帳に作成し直されたものと思われる。嘉吉二年の名寄形式の検注帳は現存しないので、これまた全くの推定にすぎないが、この検注から免田として神田を控除し作成した得珍保野方下保今堀郷十禅師田の帳簿は、不完全ではあるが、名寄形式をとっており、この除田を含む加地子得分の神田畠納帳は名寄形式をとったものと考えられる。ただ嘉吉以後、寛正四年に至るまでの神田納帳が現存しないので、以上の推測を裏付けることはできない。

さて寛正四年・五年の納帳の検討にもごろう。

中衛門、  
一段小<sup>ヘヒミシカン定</sup> 一石一斗  
九十分<sup>ヤシキ</sup>  
々々々  
小<sup>大舁</sup> 二舁

の記載は、中衛門、「一斗」はこの場合「入道」を読むべきであろう。が蛇溝郷の字漕頂にある一反小、今堀郷の屋敷小から各一石一斗と大舁二升を納入すべきことを意味している。この名寄の部分は一斗五年の納帳では

六斗四舛夏米中衛門弁 四斗六舛惣へ中衛門弁

二舛ヤシキノ 中衛門弁

とされており、一石一斗の内訳は庵室の聖の夏安居に要する六斗四升と、使途が明確でないが、惣へ納入する四斗六升に分けられており、二升が屋敷分としての納入であることを記している。

コウヤ

半ツク田 皇時者大 三斗六舛 大舛公方 四舛

一畔 一斗二舛

一段 大舛 六舛 四百文トク分

の記載については、寛正五年の納帳の

大舛 三舛 道金弁 四斗八舛 コウヤ弁

大舛 一斗 コウヤ弁 四百文 コウヤ弁

コウヤ弁分に該当する。半の三斗六升と一畔の一斗二升が「四斗八舛 コウヤ弁」に該当し、半の大舛公方四升と一反の大舛六升が「一斗 大舛 コウヤ弁」に、一段の四百文得分が「四百文 コウヤ弁」にそれぞれ該当する。なお

「半 ツク田 皇時者大」は今堀郷において最も肥沃な耕地の所在する佃（小字名）の半の田地が、灌漑条件が悪く畠と化したときは、二百四十歩（大）として換算することを表記したものである。また大舛公方四升とは佃に所在する半に付帯する条件であり、紺屋はこの耕地からの貢納義務をもつ限り、それに付帯する公方年貢をも負わねばならなかった。

この公方年貢は呉服年貢とも称され織維製品そのもので納入することもあったが、ここでは米であって、惣が一括して公方に貢納したと考えられる。

馬五郎

大四十分 カウカ夏田 一石二斗五舛

大四十分 キツ子ツカ 四舛六合八夕

の名寄は、五年の納帳では

八斗夏米馬五郎弁 四斗五舛井れう馬五郎弁

四舛六合八夕馬五郎弁 二舛六合 介太郎弁

の馬五郎弁分とされている。この場合、四年の納帳の高谷夏田大四十分の二石二斗五升は、五年には八斗の夏米と四斗五升の井料とに分けられている。同様に道信坊においても

道信坊

テウフ名 四百五十文

二段 西ノヤフ 大舛 二舛

小 宮前河南 六合

一畔 であり、これにたいして五年の名寄は

二舛六合道信弁 四百五十文道信弁

とある。ここでも西ノ藪小の大舛二升と宮前河南一畔の六合とが一括されて二升六合とされている。東庵については

松原一所 大舛  
 大後ノヤフ 大舛  
 一段 大舛  
 一畔アンノ後 大舛  
 大小谷アレ 大舛  
 大シハララ道長田 大舛  
 一斗 大舛  
 東庵 (追筆) 大舛  
 「大セキメ」 大舛  
 「四舛」 大舛

東アンノ分 大舛  
 一反 六舛 大舛  
 一斗田 小舛  
 小谷五十文 大舛  
 大 四舛 フセノヤシキ セキメ  
 一畔 五合 大四舛

となつてゐる。五年の納帳に地積を記入することは例外としてよい。これを四年の納帳と対比すると、「松原一所  
 大舛」を除いて全て合致する。これは松原一所が東庵の請作の対象から除かれ、代つて夕明(関目)の大の大舛  
 四升が神田として登記されたと解釈するのが妥当である。

以上のように、寛正四年、五年の神田納帳が前代の納帳の記載形式と異なり、名寄形式をとつてゐることを指摘  
 し、五年の納帳は四年の冊子に綴じこまれてゐるために、四年の名寄をより簡略化したものであることを述べた。  
 ところで寛正四年の納帳に次のような記載がある。

若衛門殿

(通筆)

一畔イハ

八舛「今ハ石左近ノ作」

小谷金蔵坊寄進

一段小内ミソ

二斗

小谷金蔵坊寄進

この二筆の耕地のうち「一段小内ミソ 二斗」は次に掲げる二点の寄進状(四一四号、四二三号)に關係する。

(端裏書)

「寄進状 甲斐、」

寄進今堀社頭田地之事

合半者(異筆)上米壹斗五升三月三日御穀田也

(御供)

毎年

右件下地者、今堀郷内字小谷在之、上米壹斗五舛〇可進

者也、然上者末代今堀神田ニなし申候者也、依為新儀、

如此寄進仕候間、他不可有違乱煩者也、依寄進状如件、

應永廿八年卯月十三日

祝 英(花押)

應永二十八年(一四二二)四月十三日、甲斐公祝英が今堀郷内字小谷の田地半から米一斗五升を今堀十禪師の神事のうち三月三日の神事のための御供米とするために寄進したのである。このことは應永二十三年(一四一六)十一月四日の今堀惣神田納帳の後年の書き足し部分に

一斗五升上米寄進

半 甲斐公

神田小谷三月三日御穀田

と記入されているのと合致する。ところが三十三年後の享徳三年（一四五四）八月三日、石塔寺金蔵房祝英が再度今堀十禅師権現の三月三日の御饗田として米二斗を寄進した。

〔編纂者〕  
今堀十禅師寄進状 石塔寺金蔵房

寄進 今堀十禅師権現三月三日御饗田事

合貳斗者

右件寄進田者、字今堀郷南小谷布施殿賣地内、先年壹斗

五升寄進仕、其後公方へおとされ申者也、小輔公方へ賣

て後、五斗之得分譲仁状おして給取所也、此五斗内貳斗

得分を十禅師権現三月みこくに、（御供）永代寄符仕上者、後々

代々違乱煩申へからざる者也、仍寄進状如件、

享徳<sup>三</sup>年<sup>三</sup>甲<sup>三</sup>戌<sup>三</sup>八月三日

石塔寺金蔵房  
祝英（花押）

応永二十八年に寄進した半の一斗五升は、祝英が布施殿から買得したものの一部で、寄進の後、この耕地が小輔公方へ流質されて売却されるところとなった。売却の後、その耕地からの得分五斗が小輔公方から祝英に譲状を添えて譲与されたので、祝英はこの五斗のうち二斗を再度十禅師権現三月三日御供料として寄進したのである。甲斐公といふ公名をもつ祝英は、恐らく比叡山で所定の修行を了えて公名を授かり、石塔寺の金蔵房に入り、入聖として今堀庵室に居住している僧であろう。また小輔公も甲斐公と同様の聖僧ではないかと推定される。寛正四年の納帳の若衛門

殿が納入責任を負う」小谷金蔵坊寄進「二斗」は享徳三年から十年を経ている祝英寄進の三月三日御供米である。祝英寄進

の神田がいかなる事態で小輔公に流質、売却されたかは不明であり、加えてそれが再度小輔公より祝英へ返却される経緯も明らかでないが、納帳に登記される背景を知る上では興味を惹く事例である。

寛正五年の今堀神田納帳につぐ納帳は、十七年後の文明十三年（一四八一）十一月四日のものである。この納帳の書式は次のようである。

- 小舂 ○二石五斗
- 大舂 ○三斗
- 小大 ○八舂三合内
- 大舂 ○二斗七舂五合
- 小大 ○一舂二合地蔵分
- 大 ○二斗一舂七合三夕
- 大 ○六舂
- 小 ○九斗八舂七合
- 大 ○四舂
- 大豆 ○五舂
- 東 ○二百文
- 辰右馬
- 兵衛五郎
- 友雲庵
- 藤さへもん
- 五郎衛門
- 北ノ大夫
- 大黒
- 左近二郎

これは寛正五年の納帳と比較すると、

六舂 東左衛門 百文 東左衛門

という東左衛門が二項目にわたっている書式を一つにまとめて、舂の大・小を米量の肩に付している。文明十三年以後の納帳は翌十四年十一月四日と十八年十一月四日の二帳があるが、名寄の順は三帳各々異なっている。しかし、文

第6表 文明十三年・十四年・十八年 神田請作高対照表

文明十三年		文明十四年		文明十八年	
兵衛五郎	小二石五斗	兵衛五郎	小二石五斗内四升五合公方免	(五郎兵衛)	一石六斗
友雲庵	小三斗	友雲庵	小三斗	友雲あん	小三斗
	大八升三合内三合ワリハツシノ分		大八升三合		大一斗三升三合
藤さへもん	大二斗六升五合 一升二合地藏分	藤さへもん	大二斗二升三合 小一斗	藤左衛門	大一斗二升五合 五升二合地藏分
	六一斗		四百八十五文		四百八十五文 二十八文
五郎衛門	大二斗二升七合三夕	五郎衛門	大一斗七升 四升七合三夕	五郎衛門	二斗一升七合三夕
北ノ大夫	大六升	尺大夫	大六升		
大黒 左近二郎	小九斗八升七合 三百十八文 大豆五升	大黒 左近二郎	小九斗八升七合 三百十八文 大豆五升	(南 左近二郎)	一石二升六合 二百文
東ノ 辰右馬	大四升 二百文	東辰馬	大四升 二百文	東辰馬	四斗五升

( ) は推定。



明十三年の納帳登記名を十四年、十八年の納帳で追跡することは可能である。前掲の兵衛五郎など八人の登記人を追うと次のごとくになる。五か年の名寄の変化は僅かではあるが進行していることがうかがわれる。文明十三年の納帳の合計は、米大舂四石九斗四升一合三夕、小舂十三石九斗二升、大・小舂表示なし一石二斗一升七合、大豆小舂一斗五升、舂表示なし二斗一升、錢五貫二百九十九文である。また文明十八年は米大舂四石一斗九升一合六夕、小舂五石七斗七升六合、大・小舂表示なし九石二斗八升五合一夕、大豆小舂二斗、舂表示なし三斗一升、錢五貫九百七十七文である。米小舂の十三石九斗二升から五石七斗七升六合への減は、舂表示なしの増と関係があり、全体としてはさしたる変化はないと考えるのが妥当であろう。

次に21の長享元年（一四八七）十一月四日、22の同三年十一月四日、23の延徳二年（一四九〇）十一月四日、25の明応二年（一四九三）十一月四日、26の同三年十一月四日、27の同九年十一月四日の納帳について少し解説しておく。

いま長享元年、延徳二年、明応二年の納帳の各冒頭の書式を紹介すると次のようになる。

長享元年今堀神田納帳

神田納

小舂	大舂	後菜	ムコ
〇八斗	又一斗	一斗	左近三郎〇
〇一斗四舂	後	大五合七夕	
〇一斗四舂	新屋敷		門
〇一斗三舂	大	三升屋敷松コセ	衛門三郎〇
大舂		〇七斗七舂四合	左近太郎〇
		四百卅四文	大
		一舂四合	平左衛門〇

大 一斗三舛五合 此内一舛後ホタノ分  
可引

彦衛門〇

大八小 九舛二合 一斗 八合地蔵屋敷薄ノカニ引

コマ 衛門太郎〇

大 三斗七舛 此内一斗四舛 後 新屋敷  
大又五合

赤口市 衛門三郎〇

延徳二年今堀神田納帳

今堀神田納帳之事

大 一斗四舛

弥二郎居屋敷

大 一斗二舛

トナリ 左近ヤシキ

大 百文 小五舛 百文小五舛 八月一日ニ入

二郎衛門

大 一斗四舛

孫太郎ヤシキ

小 五斗六舛二合五夕又一斗九舛新ヤシキ  
大舛 五合

イノコ 兵衛夏米

明応二年惣神田納日記

大 八舛 ヤフ公方

東菴

大舛 百文畔 屋子(敷 以下向シ)

赤市衛門三郎

大舛 二斗七舛

大池 左近太郎

大舛 一斗四升 屋子き

馬次郎

〇一斗四升

屋子き

いのこ  
衛門太郎

〇一斗四升

屋子き

小寅

大升  
〇一斗二升 四升

シヤク  
衛門二郎

以上、三例はいずれも寛正四年、同五年の名寄形式を踏襲しており、文明十三年の納帳の書式とさしたる変化はない。納帳は前代の納帳をいちおう参照しながらも、名寄の請人名の書き順は前代のそれを無視し、新たに寄進されて請作人が決定されたならば、それを納帳に付加していったのである。

明応九年（一五〇〇）十一月四日の納帳の中に、

小山王マツリ

小 小谷 初法師  
一石四斗 四五斗 八舛 三百文 兵衛太郎

大善坊  
二百文

という記載がある、このうち「三百文」という部分は、次にあげる文書（四二七号、四四八号）に関連する。

奉寄進 ナ島之事

合壹所者 但得分壹斗 諸公事 無是

在蒲生郡得珍保今堀東在家前ニ有之

四至 東 南  
西 北

右件ナ島之元者、山田八良兵衛先祖相傳之私領也、雖然、

現世安穩志為ニ今堀十禪師へ永代奉寄進所實正明白也、

但本證文雖可相副、依引失、不副能者也、万一本證文号

有出来輩者、為盜人者也、仍為寄進状如件、

明應八年己未霜月八日

柴原山田八良兵衛  
實久(花押)

(端裏書)

「(切封跡) 今堀そう中へ 山田八郎兵衛

(菜 島) 参 実久」

きしん申なはたけのせうもんしたゝめ進候、御きにあい

候ハすハ可承候、したゝめかへ候て可然候、又さく之事

ハ新兵衛申つきたる事候間、はつほうし=あてをかれ候

ハ、(祝) 着 しょうちやく可申候、さりながら、みしん仕候ハ、

取りあげ候て、与人申つけられへく哉、恐謹言、

十一月八日

実久(花押)

今堀そう中へ

参

明應九年十一月四日に納帳が作成される一年以前の十一月八日に、柴原郷の山田八郎兵衛実久が今堀郷東在家前の菜畠一所の得分一斗を、現世安穩を願って今堀郷十禅師へ永代寄進したのである。今堀惣に寄進状を進上した実久は、同時にその寄進状に次のような意味の書状を添付した。すなわち、「寄進申す菜畠の寄進状を認めて惣へ進上い

たしました。もし惣の考えに寄進状の書式が合わない場合は、再度認めかえて進上いたします。また作職のことは新兵衛に申付けてきましたが、新たに初法師に宛行われたら祝着です。もし初法師が未進したならば、作職を取り上げて他人に宛行ってもよい」という意であり、寄進者が作職の請人の変更を惣に要求しているのである。納帳の「小斗山田方 初法師 兵衛太郎」の初法師兵衛太郎が、右の書状の「はつほうし」であることは疑う余地はない。ここに寄進者の作人指名の一例を知ることができる。

文明以降の納帳と少し変化したところがあるとするれば、次の箇所である。

長享元年の納帳の末尾に

長享元丁末

二石七舛 大舛定 神主方へ

九斗一舛 小舛定 百文大黒 神主下

一石一斗三舛

一石九斗二舛小舛 九百文 出聖方へ

一石五斗小舛 入聖下

二石。六舛七合六斗 小舛定 小使方へ

二舛一舛大舛斗 小使下

此内二舛サンマイ

とあり、明応九年の納帳の末尾に

已上六石五斗聖あつかり申候、

已上五石三斗十一月十四日散用

已上五石一斗二舁五合十二月四日散用

已上參石酉三月散用

とあって、各年の支出の算(散)用が掲出されている。長享元年の支出を合計すると、大舁二石二斗八升、小舁七石二斗一升七合、百文が、神主と二人の聖(今掘郷庵室から退去する聖僧と入室する聖僧)、小使(庄使・定使)へ支給されている。長享元年の納帳における収入は、大舁九石三合七夕、小舁十二石九升七合、錢七貫九十七文、大豆小舁二斗、同舁表示なし三斗一升であって、この収入が充当されていることは明らかである。また明応九年の納帳の収入は、大舁六石七斗九升六合一夕八才、小舁十二石九斗一升一合、舁表示なし一石八斗四升六合二夕、大豆三斗、錢五貫五百六文であり、これで明応九年から十年にかけての算用十九石九斗二升五合(舁表示なし)を支出したのである。

長享元年と明応九年の納帳の末尾にある支出分記載は、すでに10の応永二十三年(一四一六)十一月九日の庵室田如法経道場寄進目録帳の末尾に、寛正四年(一四六三)十一月四日と宝徳元年(一四四九)十一月四日、文明二年(一四七〇)十一月四日の、神主方への下行米と出聖・入聖への支出が記されている。この記入は応永二十三年の寄進目録帳の冊子の末尾に白紙の部分があったために、ここへまず宝徳元年の下行(支出)分を記入し、この記入と寄進目録との間の余白に、そののち、寛正四年と文明二年の下行分を記入したのである。宝徳元年には米一石五斗、錢

八百文、燈油六升、酒三升、寛正四年には六石三斗一升、錢八百文、燈油五升、文明二年には大舂一斗一升、小舂八斗一升、舂表示なし一石三斗四升、錢百文が記されている。

神主方へ下日記

- 一斗 (御供)  
ミヨク
- 一斗 (大戸開)  
ヲトノヒラキ
- 四斗 此内一斗ハ御ヨク  
二月マツリ
- 二斗二舂 此内一斗二舂ミヨク  
三月三日
- 一斗 五月サケ
- 三斗 此内一斗ミヨク  
小舂定
- 山王マツリ
- 三斗 六月酒
- 五斗 七月野神
- せうしノ方へ
- 八月四斗七月七日 小舂
- 四斗五舂 此内一斗五舂ミヨクマツリ  
十一月 此内 二斗二舂酒 人クマ 二舂  
五舂神子ヲトナ (散カ)  
三米一舂
- 一斗 此内二舂ハントキ  
山神
- 正月経時
- 一斗二舂
- 出聖方へ度へき分 (渡)
- 一石九斗二升 六百文
- 入聖方へ度へき分 (渡)
- 一石五斗 油五十かう
- 百文とうろの油
- 百文 油とほしちん

寛正四年十一月四日 之定<sup>マコ</sup>

下行米神主方江

一斗一舁大舁定 御戸開 一斗 正月九日

四斗一舁 二月察<sup>(祭)</sup> 一斗五舁又五升 三月三日酒

一斗三舁三月三日 御供米 四斗一舁小舁定 山王察<sup>(祭)</sup>

一斗五舁又五升 五月五日 三斗 六月三日

四斗 小舁定 七月七日

文明二年十一月四日 改之

百文 塩味噌ニ神主へ可渡

出聖分

一石五斗 代五百文 八<sup>ノ</sup>百文かふのふせ

入聖分

一石五斗 油三舁<sup>■</sup> 百文<sup>百文</sup> アケトウロ油

入聖ニ油ニ合ツ、ワタスヘシ



十月十四(日脱カ)ニひしり出日也

ハソウウヨリ

入聖タウノ内トウノ分ニ二百文〇ワタスヘシ、又酒三舛

右定所如件、

道油三升トホシチン百文

寶徳元年十一月四日

このようにみてくると、納帳の収入は、神主、聖、小使へ支出されていることがわかり、神主への支出では、寛正四年、文明二年の下行米の内訳をみると、大戸開、正月九日神事、二月祭、三月三日、五月五日酒、六月三日酒、山王祭、七月七日野神祭、八月神事、十一月神事、正月経、山神に当てられている。この支出の項は、次にあげる年未詳の神主方へ渡日記(三二六号)のほか、慶長十九年十二月二十一日の神主孫三郎の神事算用状(二四四号)がある。

神主方へ渡日記

- 大升 一斗三升 正月大殿開
- 大 一斗三升 正月九日
- 大 一斗一升 同經衆集來
- 大餅 一斗五升 三斗同酒 三月三日
- 大 一斗三升 五斗酒料 二月祭礼
- 小 一斗三升 三斗酒料 卯月供

大 三斗三升 五月五日

大 五斗 六月三日

小 二斗 酒 五斗 素麵 七月七日

以上大升二石二斗八升

以上小升一石一斗三升

同小使下行日記

大 三升 正月八日

大 六升 同十三日

大 一斗 御戸開酒

大 二升 正月四日散米

小 五斗六升七合 三月七日念佛

小 五斗野神祭 七月七日

小 一石 正月廿三日四日祈

小 三斗 正月九日

小 三斗 六月大將軍祭

小 一石一斗二升五日念佛

一石四斗五升 十一月夏米

以上大升二斗一升

以上小升二石六斗六升七合

又一石四斗五升

これらは先に述べた納帳の末尾に記されたものが、独立した形式で一枚の紙に収められたのである。ただし、神事算用状は正月の神事（三月の神事に使用される鋤鎌にあてる二升が含まれているが）の支出に限定されている。

また小使（正使・定使）下行についても前掲の年未詳の神主方へ渡日記の後半部分に、小使下行日記があり、惣が神田からえた米の支出内訳が示されている。この類の日記は弘治三年（一五五七）の小使へ渡日記（二四五号）、天正二年（一五七四）十二月四日の正使平二郎左衛門渡日記（二五一号）、永正十三年（一五一六）十一月四日の小使へ渡日記とがある。

宝徳三年（一四五二）十一月六日の村人等夏中定書案（三二七号）の四か条のうち第四条に「又聖のかわりめに、ひくつ五きん、油二合、当聖之手仁可渡者也」とあり、これは前掲の同元年十一月四日の聖分支出分記載のうち、十月十四日の新旧聖の交替ののち、入聖分として「入聖＝油二合ツ、ワタスヘシ」との記事に相当するが、聖にかんする支出の規定と内容は、右の宝徳元年の記事と同三年の定書案のほかにはない。

つぎに永正年間以後の神田納帳の検討に入ろう。まず30の永正二年（一五〇五）十一月十四日の今堀神田納帳、31の同五年十一月四日の今堀神田納帳、32の同七年十二月十九日の今堀十禅師田島年貢目録帳を紹介しよう。

永正二年の神田納帳

永正五年の神田納帳

大せきめ 小 ヒトセマチ(一畔)

二舛 二斗六舛七合

○形P左衛門

○二斗六舛七合 門ノウ チヤふ

○道祐

大 道マヘ

○左衛門二郎

大 屋敷 せきめク法 (公方)

○形P二郎

大 一斗七舛五合 六合

○右馬二郎

大 一斗七舛五合 大カシ原

○猿二郎

大 一斗七舛五合 一斗六舛

○平内初

大 三舛 小得見蟲

○四良左衛門

大 道ノマヘ 大 六舛 内六舛 一斗五舛

○道音妙

○貳百二十四文

○岩衛門三郎

小 一畔田 大 フム田 大 (マ) 新開公方 二斗六舛七合七舛五合一舛卅兩二百五十文

○長泉あん

小 一斗二舛 大 (旨) 四舛伊庭

○道祐

大 四舛同伊庭

○兵衛三郎

大 屋敷 大 新屋敷 八舛 一斗七舛五合

○岩衛門三郎

大 四舛野神

○長泉あん

小 二斗六舛七合 門ノウ チヨフ田 百文 二百文

○道祐

小 一斗五舛 大 野神公方 三舛 二百文 宮後

○聳石三郎

これら永正二年、同五年の納帳の形式は、これ以前のそれと同様に名寄形式で、舛の大小、在所小字名、神田年貢額、請作人の順で記されているが、請作人の記載順については、七年のそれは二年の順序と全く無関係に記されている。右にあげた納帳の部分には偶々、形部左衛門と道祐が入っているが、これなどは珍しいケースである。

永正二年、五年の納帳の形式にたいして、七年の目録帳は同一請作人の名にこの作人が貢納責任をもつ神田島がまとめられた形式で記されていない。たとえば「ひかし左近二郎」は離れて二箇所に入入されているのであり、「せんにようあむ」も同様である。しかし、部分的には、左衛門三郎、又衛門、ゆう雲庵、若大夫、こうや猿のように、複数の請作地が人ごとにまとめられており、したがって、全体としては部分的に名寄もあり、ないところもある形式とすることができる。次にあげるのは七年の目録帳の末尾であるが、所在小字名、舛の大小、神田年貢額、請作人名の順で記されており、最末尾にいたると、寄進者名が記入されている。

ここにあげた目録帳のうち、字新蒔菜地一畔の麴屋作以下の記載は、後で述べる37の永祿九年（一五六六）十二月吉日の今堀郷十禅師田島年貢目録帳と合致する。その部分を次にあげておこう。このうち、若兵衛、岩簀作、駒二郎、門衛門が消えており、中野左近二郎名と同左近太郎名下倉名四畔分の部分が増えられている。

屋敷	大	二舛	正傳庵
小		請爪	蛇溝
墨(墨)丸		五斗	源五郎
一段			
八日市名		一貫八百文	金ヤ
十八畔			二郎五郎
小竹原		五舛	
小		惣	

宮後

一段 二百文請爪 鐘上葺 智石入道

川下菜

一所 小 新まい 卯法師  
壹斗 菊 五郎衛門

柴原山路西在之

一所 参斗ヒカシ 五舛請爪 兵衛四郎

柴原道

三百廿分 参斗一舛五合 大黒入道

堂林

半 七日さうめむ 新 兵衛太郎

木戸口

一所 百文請爪 兵衛四郎

宮後

大 百文 免不行 ヒカシ (刑部) 子、石形、太郎

柴原山路西

三百卅分 六斗 若 兵衛二郎

小請爪

一斗 二郎衛門

おきの、

一段 百文 請爪如法田犬子 又二郎

拾畔鐘ツキ田

へイ尻 四斗請爪 衛門二郎

大四十分

イハ 八十文 道妙

イハ

一畔 六合 夏雑事 又太郎衛門

一畔 六合

夏雑事

得珍保今堀郷の神田納帳について

字三畔田	小 八幡講 請爪	新左衛門
三百分同トリ	一斗	(潜 龍 庵)
小 請加地子		せむりようあん
九畔		
川田	請爪	菊
三百分	二百文	太郎衛門
ひかし門	小 請爪	新
一畔	一斗	兵衛二郎
(キ)		
畔半	大	若大夫
木戸口	五畔	
一所	二百文	
高谷	小	惣
半廿分	五斗	卯法師
中恒(垣)内	小 請爪	五郎衛門
二畔中左衛門太郎	二斗四畔	とかし
かゑち		子、形、太郎
合子原西	小 請爪	岩衛門三郎
一畔同	二斗四畔	大犬子小犬子
なか田	小	中
三百分同	一石	左衛門太郎
八幡 ユウカ谷新田	小	東
一畝	二斗	若兵衛
字新時菜地	小	
一畔	六畔	麴屋作
字新時菜地	小	
一畔	四畔惣分買返シ	道順
字新時菜地	大畔	
一畔	五畔大道庵寄進	岩聳作
字新時菜地	小	
一畔	一斗内五畔越前寄進	岩衛門三郎作

字宮後ノウヘノ下地

壹反

二百文

隣左こ二郎

字新蔦菜地

壹畔

八舛

駒二郎

字川田

壹所

一斗潜龍庵寄進

門衛門作

字蛇溝ノ後 南ニ付半在之

壹段之内

百文木戸脇太郎兵衛寄

千代女作

字上ノシタハラ在之小

壹段

一石正傳庵永邦寄進

源兵衛作

字東村前菜地

壹畔

一斗二舛同永邦寄進初又太郎作

字中垣内在之

二畔

二斗同永邦寄進

猿衛門太郎作

字

一畔

参舛同永邦寄進

東左衛門作

字新条宮後

一畔

五舛又左衛門寄進

北ノ 若衛門作

一畔

字屋敷東ノ里ノ内

一畔

五舛無着庵慶威主

東左衛門

字東破塚東ノ出口在之

一畔

二斗得分ウケツメ

東ノ 若衛門

柴原ノ東破塚

半 天文廿二 壬子十一月五日百文壽琳寄進

辰作

鹿垣

五舛柴原ノ

石若衛門

以上が永正七年の目録帳であるが、永禄九年の目録帳を紹介しよう。

字新マイ菜地

一畔

小 六升十禅師 珍侍者寄進

麴屋 藤兵衛作



得珍保今堀郷の神田納帳について

字高ヶ谷町堀  
二斗小 八月十五日八幡講へ寄進  
若兵衛作

字新マイ菜地南ノ番  
一畔  
小一斗内五升越前寄進  
岩衛門三郎

字今堀宮後  
一段  
貳百文  
左近二郎作

字蛇溝ノ後南ニ付テ半ヨリ  
一段  
百文十禪師  
太郎兵へ寄進  
千代女作

中野左近二郎名

一反 二升二合 居名分

百卅文御服代 六文竹子代 七文茄子代

四十四文夫二ツ ムカイ一文 二文タチン

同左近太郎名下倉名四畔分八合

卅二文御服代 二文竹子代 三文茄子代

夫二ツ 廿二文ムカイ 二文タチン

字上ノシタハラ 小升  
一段 壹石正傳庵永邦寄進  
三月十五日 源兵衛作

字東村前菜地 小升  
一畔 壹斗貳升同永邦寄進  
初又太郎

字中垣内 大升  
貳畔 貳斗同永邦寄進  
東村  
猿衛門太郎作

壹畔 小参舛同永邦寄進  
灯呂田 具足  
東左衛門作

小升 又左衛門寄進  
北ノ  
若衛門作

壹畔 小升 無着庵慶藏主  
東左衛門作

字東破塚東ノ出口在之  
半 天文廿<sub>十</sub>十一月五日 百文 壽琳  
寄進

東破塚  
辰作

小升 柴原 石若衛門

(後欠)

永正七年の目録帳の末尾にもあるように、字東破塚東ノ出口にある半は、天文二十一年(一五五二)十一月五日に寿琳が寄進したもので、東破塚の辰が作職をもち百文の加地子を惣へ納入することが記されているように、この目録帳作成の四十二年後に寄進されたことが書き加えられているから、この事実から推定して、永正七年十二月十九日の目録帳作成後に今堀惣が寄進・売得などで集積した神田畠が、目録帳に書き加えられたのである。しかし、この書き入れは、寄進・売得の都度になされたものではなく、永禄九年に一括して記入されたものである。そこで今堀日吉神社文書のうちにある寄進状・売券と永正七年の目録帳の記入とを対照してみよう。目録帳全体を点検するのは紙幅の都合上できないので、目録帳の末尾の先掲の部分についてのみ点検すると、第7表のごとくなる。寄進状・売券の不明分があるので、掲載した目録帳の四十五筆のうち二十筆分に過ぎないが、掲載順序は古い年代から記入されていることがわかる。目録帳の作成は永正七年十二月十九日であるから、紙継目の「九」以後は追筆であることが明らかになる。いま永正七年十二月十九日以前の目録帳の神田畠の年貢を集計すると、錢七貫五百五十文、米大舛三石五升六合七夕、同小舛六石七斗五升三合、舛表示なし六石四斗九升八合八夕、酒五升、大豆二斗一升である。

得珍保今堀郷の神田納帳について

第7表 永正七年「目録帳」末尾記載と寄進状(完券)対照表

新時菜	新時菜	なか田	合子原西	中垣内	高谷	木戸口	川田	(辻ノ地蔵)	宮後	木戸口	堂林	宮後	八日市名	神田在所	
一畔	一畔	三分	二畔	二畔	半廿分	一所	三分	拾畔	一畔	大	半	一反	十八畔	地積	
岩衛門三郎	岩 聳	中左衛門太郎	大犬子小犬子々	ひかし子、刑部太郎・岩衛門三郎	卯法師五郎衛門	惣	菊太郎衛門	惣	二郎衛門	ひかし子、石刑部太郎	新兵衛門太郎	聳石入道	金ヤ二郎五郎	請作人	
永正十・十一・吉	永正十六・十一・五	永正七・六・九	永正七・六・九	永正七・六・九	明応八・四・十三		明応二・十一・五	文明十五・十・十一	文明十二・十一・四	文明十五・六・十一	文明十四・十一・五	文明十五・十・十一	文明六・三・二十三	寄進状年月日	
一五二三	一五一九	一五一〇	一五一〇	一五一〇	一四九九		一四九三	一四八三	一四八〇	一四八三	一四七八	一四八三	一四七四	西曆	
階戸越前公祐慶	大通庵永見	中左衛門太郎	中左衛門太郎	中左衛門太郎	今堀中三郎左衛門 浄順・妙順	大善寺宗秀	菊兵衛太郎・洞幸	真 乘	東次郎衛門	次郎衛門	東次郎衛門	兵衛太郎	真 乘	今堀左近	寄進者
今堀惣	十禅師	今堀惣	今堀惣	今堀惣	念仏 四月十三日		七月十四・十五日念仏	十禅師	十禅師	地藏堂		十禅師		寄進対象	
五五一	四二一	四八七	五四六	六〇六	二二八	四四〇	二三二	四二〇	四四九	六〇四	六二五	四一八	四二〇	文書番号	
売却		売却	売却	売却										注	

上ノ シタハラ	一反	源兵衛	大永二・卯・吉	一五二二	正伝庵永邦	今堀百万遍	二〇八
中垣内	二畔	猿衛門太郎	享祿二・三・十二	一五二九	正伝庵永邦	如法経	四三一
東門前	一畔	東左衛門	天文十・四・八	一五四一	無着庵寿慶	燈呂	四四五
東里内	一所	東若衛門	天文十二・三・二十三	一五四三	東若衛門	今堀郷	四七六
東破塚 東出口	加地子百文	寿珠	天文二十一・十一・五	一五五二	寿	今堀惣	二七七
							売却

33の天文十年(一五四一)十一月四日の神田納帳は、永正七年の納帳から三十一年後に作成されたものである。その納帳は次に掲げるように、舂の大小、米の量(大豆量、分錢)、在所、請人の順序で記されており、同一請人の納

大舂

二舂 小竹原

徵夫田 きの口 開(開)

二百文 百文 六合 五十文 一斗

かんぢやう

五合

大舂屋敷 大同屋敷 小舂角島

一斗四舂 七舂 一斗二舂

大

六舂 きつ祿塚

大中かいと 蛇溝菜小 徵夫田

二斗 一斗二舂 二百文

開(開) 大同

八十文 一升二合

小ヘインリ 大なわて

四斗二舂 二斗四舂 百文東ノかと

○(筆軸印、以下尚シ)

○中坊熊

○道泉

○又左衛門

○慶立庵

○岩猿衛門太郎

道法

○岩松

東

○太郎衛門

かう屋

○兵衛太郎

藤内

○左衛門太郎

入米錢は、請人名の上に全て記されるといふ名寄形式をとっている。請作人九十余人で錢八貫四百八十一文、米大舂五石一斗七升五合四夕、米小舂十三石三斗七升二合五夕、米舂表示なし一石三斗四升三合九夕、大豆一斗六升である。永正七年の納帳には舂表示なしが約六石五斗あったが、これが減少し、大小の舂を表示されたので、天文十年の数量と比べると、その数量に変動があるように見えるが、総量としてはさして変動はないと推定される。

34 的天文二十二年（一五五三）八月吉日の梅本坊御名大角豆納帳は、神田納帳ではなく梅本坊へ貢納する大角豆と講夫錢の記録であるが、簡単な説明を付しておこう。梅本坊とは明応六年（一四九七）十月の十羅刹奉加帳（三一六号）に如法經御人数七人が書き上げられており、その中に石塔寺梅本坊待従公聖秀という聖がいるから、梅本坊とは石塔寺の僧坊のひとつであることが知られる。納入は今堀と蛇溝方と七郎左衛門尉斗衆方の三方からなされている。いま今堀分としてまとめられているところの一部分をあげれば次のようである。

○壹段	三舂 六十七文	今在家 又左衛門尉
○半	一舂五合 十六文	今在家 惠侍者
○壹段	五十文	茶ヤ 三郎兵衛
○三百歩	二舂五合 五十七文	今ハ 左近太郎
○半廿六歩	一舂七合五夕 卅九文	今ハ正牧庵 同
○半	一舂五合 十六文	藤ノ 左衛門二郎
○半	一舂五合 十六文	かうしヤ 左衛門九郎

○小	一舛 廿六文	門衛門尉
○大	二舛 四十七文	三郎四郎
○半	一舛五合 卅四文	真如庵
○半	一舛五合 卅四文	子松 兵衛太郎
○壹段半五十二歩	四舛九合六夕 百十文	中初 新三郎
○三百歩	二舛五合 五十一文	新まい 太郎兵衛
○貳段卅歩	六舛二合五夕 百卅八文	道法 四郎兵衛

これによると、大角豆の量は一反が三升、大は二升、半は一升五合、小は一升と地積に正確に照応しているのにならして、夫銭は一反に六十七文もあれば五十文もあり、また半も十六文もあれば三十四文もあるというように、地積とかならずしも照応していない。今堀、蛇溝方の請人四十四人で大角豆一石四斗（地積四町六反余）、夫銭六百九十文であり、七郎左衛門尉斗衆方は請作人八人で九升九合、夫銭三百四十文である。この帳簿は今堀の友雲庵が記録していることが表紙からも明らかであるが、梅本坊と友雲庵・今堀郷との関係は明らかではない。

36の神田納帳は天文十年の納帳の書式とほとんど変化はない。名寄形式ではあるが、同一人の請米・銭が多項目のときは、次の東ノ四郎左衛門尉、七郎左衛門のように数行にわたって書き上げられている。この納帳の集計は、米大舛六石四斗七升八合七夕、小舛十石四斗七升二合、舛表示なし九斗七升九合二夕、大豆一斗七升二合五夕、銭七貫二

長名	徵夫田	大公方屋敷	若衛門尉屋敷	東ノ
四十五文	二百文	二升	貳斗	○左衛門尉三郎
小 徳源島				柴原
壹斗五升				○又太郎
長名	木戸ノ口	大 長田		東ノ
貳百廿四文	八十文	三升七合五夕		○四郎左衛門尉
新かい長田	七十五文	不	小念仏田	東ノ
百廿五文	此内五十文	現	四斗	○四郎左衛門尉
小東ノ前藤内より渡	小道塚より渡			東ノ
七升	八升			○四郎左衛門尉
大ヤンキ	小奥屋敷	小		○七郎左衛門
二升	七升	二斗	五升	○同
奥ヤンキ	大同	大ラクヤンキ	大同	
五十文	六升	八升	三升	二一升
ヘヒミツ後				
百五十文				○七郎太郎

百三十文である。納帳の表紙によると、大舛は和市舛（基準舛）の一斗にたいして一斗三升五合、小舛は一斗一升六合であるから、大小舛の合計を基準舛で算用すると、二十石八斗九升三合であり、表示なしの舛をこれに加えれば約二十二石となるであろう。また表紙には「田島免不行」と記入されており、この納帳に登録されている田島は全て荘園領主にたいして年貢を貢納しているのであり、神田納は余剩部分の売却、寄進であることがわかる。しかし、免田部分がこれ以外になかったかという点、納帳登記の得分のみ神田島のほかに下地から今堀郷が所有する免田も存在すると考えている。天正三年（一五七五）八月十日の柴田勝家書状写（一〇一四号）が、保内下四郷が堂社領の年貢賦課にたいする名主百姓中の反対を認め、免田とすることを指示しているのは、このことを裏付けている。

今堀郷の神田納帳のうちで最後のものは、37の永禄九年（一五六六）十二月吉日の今堀郷十禅師田島年貢目録帳である。この目録帳は冊子ではなく巻数様になっているが、裏黒印と裏花押とがあるにかかわらず、紙継目が不整合であり、私は史料集の編集作業の過程で整合可能のところは復元したが、先にあげた部分を含む末尾の一紙は連続しない。その書式は統一がとれておらず、大きく分類して次の六つの形式があるものと考えられる。

〔A〕

道泉

小竹原 百文如法経請ツメ 山ノクホ 山王寮寄進請ツメ  
 半廿分 百六十七文 一段大 一斗  
 赤目 大升 又赤目 大升  
 一畔 六合 一畔 六合  
 小竹原 大升 大升  
 小 一升 一畔 大升  
 六合 六合

〔B〕

柴原郷一橋下ニ在之 四斗五升 免不行 南左近二良  
 三百分  
 字堂林面ニ在之 百文 免不行 兵衛太良  
 半  
 七月七日御供 徳分如法経油田  
 字柴原殿南佃田下ニ在之 一斗請ツメ 二郎衛門  
 小

〔C〕

大升一斗一升一合五夕 道迄 四郎兵衛 大斗二升 ムコ衛門尉  
 大 道迄  
 一斗七升 五郎衛門 一斗七升二合五夕 道迄 茶屋兵へ二郎



得珍保今堀郷の神田納帳について

[D]

大	二斗三升五合池迄	尺一兵衛	一斗二升五合	道迄	石右近
大	一斗三升五合池迄	彦太郎	三升		松御前
	字柴原山道西				
	三百卅分	徳分六斗請ツメ			作人兵衛二郎
大		徳分三斗請ツメ			作人三郎衛門
一畔		徳分 <small>小升</small> 一斗			二郎衛門
一段		得分百文如法経田請ツメ			道泉
拾畔		得分壹貫文免不行			真乗坊
小谷		得分六斗請ツメ			五郎兵衛

[E]

	字新マイ菜地北ニ付テ廿番目		岩簀左衛門太郎
	一畔	大五升大通庵寄進	
	字新マイ菜地		麴屋
	一畔	小六升珍侍者寄進	藤兵衛作
	字高ヶ谷町堀		
	貳斗小八月十五日八幡講へ寄進		若兵衛作

[F]

中野左近二郎名  
一反 二升二合 居名分

百卅文御服代 六文竹子代 七文茄子代

四十四文二ツ ムカイ一文 二文タチン

同左近太郎名下倉名四畔分八合

卅二文御服代 二文竹子代 三文茄子代

夫二ツ 廿二文 ムカイ 二文タチン

Aは道泉が納入責任を負う米銭を一筆毎に書き上げたものであり、この形式は道泉など三十人の請作人に記されており、A形式の末尾（AとBとの間）に次のような部分が挿入されている。

(惣) 大升四石三斗一升  
想已上 小九石二斗四升  
四貫七百廿文

左近寄進八日市葉島十八畔一貫八百文成願寺松本坊へ賣□

宮内小竹原五斗 又太郎小竹原五斗

北左近小竹原五升

聖方三石四斗二升 又一斗八升正傳庵永邦寄進

又百文道泉寄進 又百文大善寺寄進如法經  
四要品料

已上料足壹貫文

出聖方一石九斗二升 又八升 可渡

入聖方一石五斗可渡 又一斗

これは明らかにA形式の集計である。すなわち、大舛四石三斗一升、小舛九石一斗四升、銭四貫七百二十文であり、それに左近、宮内、又太郎の寄進分が加えられたのである（ただし、舛の大小は不明<sup>2)</sup>）。この米のうちから聖方へ三石四斗二升（今堀庵室から出てゆく聖へ一石九斗二升、庵室へ新たに入ってくる聖へ一石五斗）が支給され、その時、出聖へ八升、入聖へ一斗が追加支給されたのである。その出聖・入聖への追加支給一斗八升は正伝庵永邦の寄進を宛てたとされ、また銭四貫七百二十文に、七百文と百文とが左近より燈明料として寄進され、加えて道泉より百文、大善寺宗秀より如法経四要品料として百文の、計一貫文が追加されたことを右の部分は示している。

A形式は道心、辰刑部三良、刑部二郎、刑部二郎左衛門尉、石左近、道法、道林、道泉、左衛門三良、兵衛二良、助、道久、猿右馬、五郎衛門、中庵、せう（四郎カ）衛門、太夫、小法師兵衛二郎、紺屋、左衛門太良、泉阿弥、右馬四良左衛門、茶屋右馬、源五郎、道法兵衛三郎、智左近二郎、兵衛太郎、赤太夫、左近四良、彦太郎の三十人の請人の請作部分である。この形式は聖方へ支出するため神田納の書き上げということになる。B・Dはほぼ同形式としてよいが、Cは升の表記と納米額、請作人が書き上げられ、ムコ衛門尉・松御前を除いて請作人の肩に「道迄」「池迄」の記入がある。このような形式は右にあげた四行のみである。この地域で「池」は井戸を意味するから、特定の道、井戸を基点として新開された地域であると推定され、C形式は在所名は欠いているが、同一地域であるとしてよいであろう。Eは先にも述べたように、32の永正七年十二月十九日の目録帳の末尾の部分に該当し、永正七年十二月以後に寄進されたもので、寄進者名や寄進対象が記入されている。若兵衛の請作地は目録帳には「コウカ谷新田」と在所名を記し、地積は一畝とされている。Eの順序は目録帳と若干異なるところがあるが、ほとんど変らないといってもよい。

Fはいままで紹介してきた納帳の中には全く見かけなかった形式であるが、これは次の文書（二七六号）の内容とほぼ同一のものである。

カチャ名 公方得分 二舛二合小豆 百卅文 御服

一反 六文竹子 七文 ナスヒ

四十四文夫二ツ 二文ムカイ 二文タチン

已上

四畔 八合小豆 卅二文 御服

二文竹子 三文 ナスヒ

廿四文夫銭 二文ムカイタチン

已上

カチャ名（鍛冶屋名）と呼称される中野左近二郎名一反、中野左近太郎名四畔は、公方の雑公事を負っている。四畔という地積は具体的に知りえないが、左近二郎名の御服代は左近太郎名のその約四倍、竹子代が三倍、茄子代二・三倍、夫銭二倍、迎駄賃二倍（左近二郎名は「ムカイ一文 二文タチン」とあるも「カチャ名」の四文を採用する）とあるので、地積に比例して賦課されたとすれば、四畔は一反の二分の一ないし四分の一という幅のある把握のされ方をしていることがわかる。この一反と四畔の鍛冶屋名が神田として寄進されたのである。

このように永禄九年の目録帳は、A形式を基本としながら、雑多な形式を内包している。A形式が聖方の収支のためには作成された名寄納帳であることは先に見たとおりであるが、B～F形式はA形式と同筆で若干の日時をかけて書

き足されたものと推定される。AとBとFとは内容的に重複してはおらず、この全体が織田信長入国の直前の今堀郷神田島のあり方を示すものである。

(1) この文明十三年の納帳の末尾にある

一斗七升三合 百五十文 藤内借

す

一斗

右馬借

は、惣よりの借用であるために合計には算用しなかった。

(2) 永禄四年十一月四日の納帳に「大升和市 壹斗三升五合、小升和市 壹斗一斗六升」とあり、この聖下行の舛(舛表示なし)は和市の基準舛であるかも知れない。

## おわりに

以上、今堀郷の神田納帳の記載内容について縷述してきたが、神田島に集約される惣有田からの惣の収入は、先述のように、聖にたいする支出をはじめ、今堀十禅師権現の神事や、その他惣の宗教施設の維持とその行事にたいして支出されている。そのことは神田納帳に一筆毎にその用途が記入されていることから容易に理解されるところである。しかし、惣有田からの収入は右にみた惣の宗教活動にのみ支出されたのではない。35の永禄元年(一五五八)十二月四日の萬日記は、今堀惣の財政の状況を知る上できわめて重要なものであるにかかわらず、従来の保内今堀研究ではこれを全く無視してきた。萬日記は永禄元年十二月四日の日付をもっているが、内容からすると、天文二十四年(一五五五)七月十日の記事から始まり、永禄六年(一五六三)六月四日で終わっている。いま萬日記の冒頭の部分を紹介すると、次のようになる。

午ノ三月廿日柴原衆御出之時

百文東ノ若左衛門年貢向

午ノ三月廿日柴原衆御出之時

七十文三百五十文木の代引

永祿元年午ノ十一月五日木一本之代三百文引

壹貫七百九十文

永祿元年十一月五日 百十八文木代引二本

壹貫百七十文

永祿元年十一月五日 ハカリ五斗六舛七合立用

残三百廿一文此月リ入候木の代三百引

永祿元年十一月五日此月リ入候

合四百六十四文

徳藏庵

玉潤庵

弥五郎

正音

中ノ  
二郎左衛門

真如庵

永祿元年霜月五日

三百廿五文

永祿元年霜月五日 此月リ入候

貳貫五百廿二文木の代四三百九十文引

源左衛門

源七郎

永祿元年霜月五日 此月リ入候

百卅三文

源八

永祿元年霜月五日

八百四十七文

永祿元年霜月五日 此月リ入候

二百七十五文玉潤庵立用

徴夫  
弥左衛門

二郎兵へ

(中略)

永祿元年霜月五日 二斗柴原二郎左衛門引

貳貫四十文

三位

天文廿四年七月十日 市原井水入免

ふろ

二百卅七文 又百五十文

五十文衛門太郎

源左衛門

引

天文廿四年七月十日 市原井水入免

七十九文

道法四郎兵へ

永禄元年極月五日

壹貫六百十一文

弥五郎

永禄元年極月廿四日

貳百拾二文 ほか卅講卅文引

新三郎

永禄元年極月廿四日

百卅一文 五十文 太郎衛門引

源左衛門

永禄元年極月十六日 永原殿料足

壹貫文

使少将公

萬日記の内容についてはいまだ不明な点が多く、今後の研究をまたねばならないが、「此月り入候」とあるように、惣が神田阜年貢などで蓄積していた錢貨を今堀郷民などに貸与することによって、増殖しているのである。また「柴原衆御出之時」とあるように、今堀の隣郷柴原の村人が何か公の用件で来村したさいの支出を記しており、そのほか惣が購入した木の代の支出が記されている。また永原殿料足として小将公が納入した一貫文が支出されていることも注目される。永原殿は野洲郡永原に住する、守護六角氏の有力家臣の一人であり、永原殿への料足を、惣が回収した錢をもって支払っているのである。つまり、惣構成員から必要の都度集金するのではなく、惣がプールした錢貨で処理しているのである。また天文二十四年七月十日の市原井水入免は、日付は少しずれているが次の記事（八六九

号)と関連するものであろう。市原から保内上郷を通過し、下郷の今堀へ入る井水について、川上の市原と川下の今堀との交渉のための出費である。

市原井水入免

合(文惣)天廿四卯七月

七月十九日

市原へ使節ニ上時

九十三文

酒さかな

今堀惣引かへ

同十九日

卅八文

使節ノ朝召之米(食)

市原衆御出候酒さかな

五十四文

八月六日

卅六文

帰時之夕召(食)

郷より

貳百廿一文

今堀惣へ可取、源左衛門前(濟)八澄候、

其時之使節衆

小今在家

九郎左衛門

今在家

彦六郎

今堀

蛇溝

弥五郎

久兵衛

このように、惣の錢貨は惣のあらゆる公的な支出に充当されたのである。



永祿四年閏三月八日此利八十一文

善ノ

三百文 此錢惣ヨリ山越へ合力錢也

四郎左衛門尉

永三十二年八月十八日

卅三文

少貳

永三十二年八月十八日

十二文

西ノ  
左衛門太郎

永四三月日

六文 三十番神たなおつる時

又左衛門

永四三月日

八文 くきの代

少貳

永祿四年十月八日 何も算用

壹貫六百七十七文 元利一貫文とほしちん百文奉納神主分

二貫八百八十文使源兵衛少貳脱

是ハ二郎左衛門ニ地代ニ渡ス

永祿四年霜月十五日萬算用日之歩ハ皆立用定文

貳貫四百三文 戈壹貫四百三文

源七郎

但小注文足

此内壹貫文亀泉庵ヨリ渡ス十二月ノ四日ニ

永祿四年十一月十五日さん用神主歩ヲ入

六百八十一文 賣地ノ代にて亀泉庵ヨリ渡

善ノ  
四郎左衛門尉

同利 賣地にて渡ス

百文 卅文三月カスノ代ヲ霜月廿五日さん用 亀泉庵

永祿四年十一月五日 三月マテ此内五百八十三文衛門太郎ヨリ請取

四百文 油之代 六百文木之代 花蔵坊

永祿四年八月晦日さん用 内百文わたし申候

貳貫二百文 堂之頭なをし十二月十日ニ 弥五郎

此内壹貫五百文 弥二郎ヨリ渡ス

永祿四年十一月五日算用

三百卅文 賣地にて亀泉ヨリ渡ス

源左衛門尉

永祿四年十一月五日さん用

壹貫十八文賣地にて亀泉ヨリ渡ス

同

永祿四年十一月五日さん用

四貫三百廿二文之内一貫文衛門五郎ヨリ讀取 七郎左衛門尉

永祿四年十一月五日さん用

貳貫三百卅一文此内壹貫二百七十文〇渡ス 三位公

永祿四年十一月五日さん用

七百卅三文二郎左衛門地にて立用使源兵衛 真女庵

元利永祿四年十一月五日地にて立用源兵衛使

五百八十五文 七百九十四文合一貫三百 二郎左衛門尉

此内 壹貫二百文 賣地代にて亀泉ヨリ渡ス

永祿四年十二月五日さん用

壹貫四百三文 源七郎

永祿四年二月四日さん用

三百四十四文 花蔵坊

永祿四年十二月十三日さん用

三貫四百五十二文 七郎左衛門

永祿四年十二月四日 二斗八升之代

壹貫文 神主分 此内百七十二文弥五郎計ニ立用 ぶろ太郎衛門

永祿四十二年十二月十七日此内百文ニ渡ス

壹貫文 壹貫文 三百文九月廿八日ニ渡ス 太郎衛門尉

八百廿七文 永祿五年二月一日さん用

又七十文 七郎左衛門

永禄五年六月十五日 八升九合計り立用文十八文代にて渡ス又衛門使  
 五十四文 夏経ミソノ代 宗益

そのことは萬日記の右にあげた部分の初めの三百文に「銭惣ヨリ山越へ合力銭也」とあることでより明らかになる。これは保内（野々郷）、小幡、沓掛、石塔のいわゆる山越四本商人への支出である。今堀惣と、今堀が参加している保内商業との関係がここに明確にされている点で注目される。宗教関係の支出としては「三十番神たなおつる時」の「くきの代」、「油之代」、「夏経ミソノ代」などがある。

右にあげた萬日記の中に、永禄四年霜月十五日の源七郎の記事から同年十二月十七日の神主太郎衛門尉の記事のうち、「賣地にて亀泉ヨリ渡ス」という意味の注記を付した箇所がある。関連部分をいま一度引用すれば次のごとくである。

永禄四年霜月十五日萬算用日之歩ハ皆立用定文(残)  
 貳貫四百三文 戈壹貫四百三文 源七郎 イ  
但小注文足  
 此内壹貫文亀泉庵ヨリ渡ス十二ノ十四日ニ  
 永禄四年十一月十五日さん用神主歩ヲ入 善ノ  
 六百八十一文賣地ノ代にて亀泉庵ヨリ渡 四郎左衛門尉 ロ  
 同利 賣地にて渡ス  
 百文 卅文三月カスノ代ヲ霜月廿五日さん用 亀泉庵 ハ  
 永禄四年八月晦日さん用 内百文わたし申候  
 堂之頭なをし十二月十日ニ  
 貳貫二百文 此内壹貫五百文 弥五郎 ニ  
 賣地にて亀泉ヨリ渡ス 賣地にて亀泉ヨリ渡ス

永祿四年十一月五日算用

三百卅文 賣地にて亀泉ヨリ渡ス

永祿四年十一月五日さん用

壹貫十八文 賣地にて亀泉ヨリ渡ス

永祿四年十一月五日さん用

貳貫三百卅一文 此内壹貫二百七十文□渡ス

此内

壹貫二百文 賣地にて亀泉ヨリ渡ス

永祿四年十二月四日

壹貫文

此内百七十二文弥五郎計ニ立用  
神主分

永祿四十二年十二月十七日此内百文二月ニ渡スをほし直藤兵衛ヨリ

壹貫文

壹貫文

三百文九月廿八日ニ渡ス  
神主 太郎衛門尉

この記事は次の文書（二三九号）の内容と対応するところが多い。

今ほり惣中ヨリ亀泉庵へ替地銭ノ払口

柴原

一貫二百七十文

道念

九百七十文

弥五郎

壹貫三百八十八文

源左衛門

壹貫二百文

三位

壹貫文

神主太郎衛門

壹貫文

源七郎

源左衛門尉

同

三位公

三位

子

ト

へ

ホ

七百四文 カス代 五十一文 此内五十文未進引候 八百八十五文 亀泉庵

定戈八百卅五文 壹貫卅五文 亀泉庵

七貫六百七十文

永祿四年辛酉十二月十三日

定戈百廿七文惣へ可出候、但又左衛門ニ可渡候、

今堀惣中

亀泉庵まいる

すなわち、柴原道念の一貫二百七十文は、萬日記のへの「三位公」にあたり、弥五郎の九百七十文は二のうちにあると推定され、源左衛門の一貫三百八十八文はホの合計と合致し、三位の一貫二百文はトと合致し、神主太郎衛門の一貫文は「賣地代にて亀泉ヨリ渡ス」という注記はないが、チのうちのいずれかであろう。源七郎の一貫文は明らかにイの注記部分と合致する。亀泉庵関係の記事のうち「百卅文」はハと合致する。ではこの亀泉庵とは何であろうか。これを明らかにすることはできないが、今堀の有力郷民所持の寺庵ではないかと推定される。ところで萬日記の「賣地代にて亀泉ヨリ渡ス」と「今ほり惣中ヨリ替地錢ノ払口」との関係はどうであろうか。これは今堀惣の共有地と亀泉庵の土地とを交換したさい、亀泉庵から今堀惣へ等価の差額部分が払いこまれたが、その納入された錢が惣から各人へ貸与されるということになるのである。しかし、現実には亀泉庵から今堀惣へ納入するという手続きをとらず、亀泉庵から各人へ直接支出されたのであって、それが「賣地代にて亀泉ヨリ渡ス」と注記されたのである。そして錢

を貸与された者は利子を付して惣に返金するわけであり、惣有財産はこのように増殖され蓄積され、惣の行事や事業のために支出されたのである。

以上、惣の財政をみるうえで永祿元年の萬日記はきわめて重要な位置を占めているが、個々の用語や注記の意味については見当がつかない所が多々ある。納帳によって備蓄された米銭の収支の動態が萬日記の記事からある程度理解できるのであるが、いまだ緒についたばかりであり、今後の研究にまたねばならない。

(1) 『近江蒲生郡誌』巻二(滋賀県蒲生郡役所 一九三二年四月) 九四〇ページ。